

(入居管理関係資料)

- 中予地方局入居募集要領の作成について
- 中予地方局入居資格審査要領
- 愛媛県県営住宅入居者募集等取扱指針
- 中予地方局特定目的住宅の優先入居取扱要領
- 中予地方局県営住宅退去検査実施要領
- 県への必要な届出及び申請関係一覧表
- 愛媛県県営住宅における同居親族等事務取扱要領

中予地方局入居募集要領の作成について

- 下記募集計画資料について、募集要領案を作成のうえ県に提出すること。
- 過去の作成例は別添のとおり。
- 募集期間や抽選日等については、県から別途指示する。

記

1. 「県営住宅補欠入居者募集について【募集要項】」
2. 「県営住宅補欠入居者募集について【ダイジェスト版】」
3. 「おことわり」（政策空き家等の優先確保について）
4. 「県営住宅入居申込書」（車椅子用住居含む）（条例施行規則様式）
5. 「入居資格自己チェックリスト 1（入居資格）・2（優遇入居資格）」
6. 「県営住宅位置図」
7. 「県営住宅設置設備・校区一覧」
8. 「県営住宅受付対象の建物概要」
9. 「県営住宅の収入分位による家賃月額（目安）一覧表」
10. 「県営住宅入居申込案内状況」
11. 「入居資格を満たさない（入居できない）事例集」
12. 「入居案内時に必要な書類」
13. 「申立書」（各種）
14. 「県営住宅のしおり」

県営住宅補欠入居者募集について

【 募 集 要 項 】

令和 8 年 1 月



愛媛県イメージアップキャラクター

みきちゃん

愛媛県

こみきちゃん

愛媛県

ダークみきちゃん

愛媛県中予地方局 建築指導課

愛媛県営住宅管理グループ

管理グループ HP はこちらから





1. 入居申込資格及び収入基準	P 2～4
2. 申込時に必要な書類	P 5～7
3. 申込受付期間・場所	P 7
4. 抽選日及び抽選場所	P 7
5. 入居案内について	P 8
6. 入居許可	P 8
7. 入居説明会	P 8
8. 入居申込み手続きの流れ	P 9
9. 入居後の注意事項について	P 10

●募集に関するお問い合わせは●

愛媛県営住宅管理グループ

【電話】 089-998-6671

【住所】 〒790-0878 松山市勝山町 2 丁目 21-5 久保ビル 1 階

【ホームページ】 <http://www.midori-gr.com/ehimekenei/>

県営住宅 補欠入居者募集について

県営住宅に空き家が生じた場合の入居予定者をあらかじめ募集するものをいい、申込期間を定めて募集するものを「定期補欠入居者募集」、その他を「随時補欠入居者募集」といいます。

●定期補欠入居者募集

原則として年1回、申込受付期間を設定し受付を行い、公開抽選により団地ごとに入居予定順位を決定します。

●随時補欠入居者募集

申込受付は、抽選日の翌日から始まります。申込受付の順に、団地ごとに入居予定順位を決定します。

ただし、定期補欠入居者募集により決定された順位の次に続くものとなります。

1. 入居申込資格及び収入基準

次の①～④全てに該当する方が申込みできます。

① 現に同居、又は同居しようとする親族があること。

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、婚姻の予定の方（申込時から3か月以内に結婚する方）を含みます。

次に該当する方は単身者でも申込みできます。

（ア～コの要件のうち1つでも該当すれば申込みできます）

ア	60歳以上の方	
イ	身体障害者	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1級～4級
ウ	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく1級～3級
エ	知的障害者	療育手帳の交付を受け得る程度
オ	生活保護法に規定する被保護者	
カ	戦傷病者手帳の交付を受けている方	
キ	原子爆弾被爆者	厚生労働大臣の認定を受けている方
ク	海外引揚者	引き揚げた日から5年未満の方
ケ	ハンセン病療養所入所者等	
コ	DV被害者	裁判所の保護命令書や、婦人相談所等の証明書のある方

※不自然に世帯を分離して申込むことはできません。

※単身者のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方については、別途相談させていただきます。

② 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

持ち家のある方や公営住宅に住んでいる方は、原則として申込み資格はありません。

ただし、公営住宅に住んでいる方で家族数に対して著しく狭い、高齢や障害で階段の昇降が困難など特別な事情のある方は申込みできる場合もありますので別途相談させていただきます。

③ 入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

④ 入居申込者及び同居しようとする親族の収入(公営住宅法に規定する月額所得)が収入基準に適合すること。

【入居収入基準】

世帯全員の1年間の総所得金額を合算して計算した世帯の月収額(月所得額)	
一般世帯の場合	158,000円/月 以下
高齢者・子育て・ 障害者等世帯の場合 (注1)	214,000円/月 以下
特定公共賃貸住宅 (牛淵団地のみ)	158,000円/月 以上 487,000円/月 以下

※入居後3年を経過した時点において月所得額がそれぞれ158,000円(一般世帯)、214,000円(高齢者・子育て・障害者等世帯等)を超えている場合、収入超過者となり、家賃が大幅に上昇することをご理解ください。

※申込み時点で「退職予定による収入減見込」等は認められません。

(注1) 高齢者・子育て・障害者等世帯

高齢者世帯	入居申込者が60歳以上で、かつ同居者が60歳以上又は18歳未満のみで構成される世帯
子育て世帯	同居者に小学校就学前の子供がいる世帯
障害者世帯	身体障害者福祉法に基づく身体障害者1～4級の方 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者1～2級の方 知的障害者福祉法に基づく知的障害者重度、中度の方
その他	ハンセン病療養所入所者等、戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯など

【月所得額計算式】

収入ではなく所得にて計算し、失業給付金、生活保護法による扶助費、非課税の恩給及び年金（遺族年金等）等は、所得とみなされません。

月所得額 ＝

（本人の年間所得金額 ＋ 同居親族の年間所得金額 － 控除額合計）÷ 12

控除の種類と控除額（詳細は係員にお尋ね下さい）

控除の種類	控除額 (／人)	備 考
扶養親族控除	38万円	申込者を除く同居親族若しくは別居扶養親族1人につき
老人扶養控除	10万円	70歳以上の老人の扶養
特定扶養親族控除	25万円	16歳以上23歳未満の親族の扶養
寡婦控除	27万円	本人所得より控除、27万円未満はその額
ひとり親控除	35万円	本人所得より控除、35万円未満はその額
障害者（一般）	27万円	療育手帳B 身体障害者手帳3～6級 精神障害者保健福祉手帳2～3級
障害者（特別）	40万円	療育手帳A 身体障害者手帳1～2級 精神障害者保健福祉手帳1級
振替基礎控除	10万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方 10万円未満はその額



2.申込時に必要な書類

- ① 県営住宅入居申込書
- ② 「入居資格自己チェックリスト1 入居資格」
- ③ 「入居資格自己チェックリスト2 優遇入居資格」
- ④ 誓約書・同意書

※優遇入居資格は、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在でご記入ください。

● 入居申込書の審査について

◆入居申込時（仮審査）

入居申込時の入居資格要件については、自己チェックリストによる入居申込時点での事実関係のみで判定し、婚約中で3か月以内の入籍予定を除き、「〇〇する予定」は認められません。

※「入居申込時点（仮審査）」で資格がないと申込みできません。

例）現在は30万円／（月・所得）の収入があり、3月末で定年を迎え無収入となる予定の方は申込みできません。

◆入居案内時（本審査）

抽選後、入居案内時に提出していただく必要書類（住民票、最新の年所得証明書等）により本審査いたします。

※「入居申込時点（仮審査）」では入居資格を満たしていても、「入居案内時点（本審査）」における入居家族の異動や収入増加等により、入居できない場合がありますので、ご了解ください。

例）申込時に無職だったが就職し、入居収入基準をオーバーすることになった方は入居資格がありません。

※ 別紙資料の <入居資格を満たさない（入居できない）事例集> を参照

◆優遇入居資格

入居申込時点（仮審査）で「優遇世帯になる予定」は認められず一般世帯扱いになり、空き家待ち期間中にそうなったとしても変更できません。

※入居資格自己チェックリスト2により自己判定していただく優遇入居資格のうち、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在での判定により、優遇世帯とならない場合は一般世帯扱いになりますので、あらかじめご了解願います。

例）現在は子供2人で7月に3人目の子供が生まれる予定の場合、多子世帯（子供3人）としての優遇世帯には該当しません。

● 募集停止団地

次の団地は、災害時の被災者用住宅や建替事業等のために、募集を停止しています。

城北・城西地区	城南地区	伊予地区
鹿峰団地	森松団地 2 階建	新川団地

● 地区別と団地について

- ・選択できる地区は、一地区のみです。
- ・同一地区内であれば複数団地の申込みが可能です。ただし、一番早く発生した空き住宅への案内となります。これを辞退した場合には、他の団地の住宅についても辞退したものとみなします。
- ・車椅子用住宅に限り、全地区の車椅子用住宅へ申込みできます。

● 1階住宅の申込みについて

60歳以上の方がいる世帯、又は身体障害者（1級から4級）がいる世帯で、2階以上では団地生活が困難と認められる場合のみ1階住宅の申込みができます。

● 単身者の申込みについて

申込可 (全住宅)	梅津寺団地・潮見団地・中須賀団地	城北・城西
	溝辺団地・牛湊団地（旧棟）・吟松団地	城東
	森松団地・石井団地（旧棟）・砥部団地（旧棟）	城南
	伊予・伊予第2団地	伊予
申込可 (住宅の指定あり)	朝美団地 1LDK、2DK	城北・城西
	西石井団地 2LDK・石井団地（7.8.9 棟）1LDK・砥部団地（3.4.5.6 棟）1LDK. 2DK	城南
	久米団地 2LDK・三町団地 2LDK・牛湊団地（9.10.11.12 棟）2DK・2LDK 天神梅本団地 2DK	城東
	和泉団地	城南
申込不可	和泉団地	城南

● 連帯保証人について

人数

原則として、入居時に、1人の連帯保証人が必要となりますので、事前に連帯保証人予定者へ相談をしておいてください。（やむを得ず、条件を満たす連帯保証人が見つからない場合等は、別途御相談ください。）

連帯保証人の要件

原則として、愛媛県内に在住し独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた方と同程度以上の収入を有する方をお願いします。

※入居案内時に指定する期日までに使用請書が提出されない場合は辞退したものとみなします。

● 連絡先について

- 入居の案内は、申込書記載の連絡先に電話で行いますので、指定連絡先への連絡が困難と予想される場合は、他の連絡先も別途記入してください。
- 指定連絡先が変更になった場合には必ず連絡をしてください。
- 指定連絡先への連絡がつかず、入居案内ができなかった場合には、申込みを辞退したものとみなします。

3. 申込受付期間・場所

● 申込受付期間 令和8年2月2日(月)～2月10日(火)

8:30～17:00 (ただし土曜、日曜は除く)

- 申込受付期間中に申し込みをしていなかった方は抽選を受けることができません。
 - 郵送での申込みは受付できません。
- (随時申込の受付は抽選日の翌日から始まりますので、その時期に愛媛県営住宅管理グループで申込みをして下さい。)

※尚、受付期間中は混雑が予想されますので、自家用車での来庁はご遠慮ください。

● 申込受付場所 愛媛県中予地方局 7 階ロビー(松山市北持田町132番地)

4. 抽選日及び抽選場所

● 抽選日時 令和8年3月5日(木)

城北・城西地区、車椅子用住宅	9 時 30 分 ～
城東地区	11 時 00 分～
伊予地区、城南地区	14 時 00 分～

● 抽選場所 愛媛県中予地方局 7 階大会議室(松山市北持田町132番地)

※当日、中予地方局の駐車場は利用できません。

- 公開での代表者による抽選としますので、自由参加です(参加者自身での抽選を行いませんので、抽選会へ必ずしも出席する必要はありません)。
なお、抽選結果は全申込者宅へ郵送いたします。
- 今回の受付期間を過ぎた場合は、今回の抽選順番の後の順番となります。
※申込書の有効期限は、今回の公開抽選の日から次回の公開抽選日前日までとします。
- 有効期限までに入居案内がなかった申込み者の入居順位は、有効期限満了と同時に失効します。それ以降も県営住宅に入居する意思のある方は、次回の申込受付の際に申込みいただき、抽選により新たな入居順位を決定することになります。

5. 入居案内について

抽選順位（優先入居順位を含む）により、申込み条件に合致した空き住宅が発生した場合、指定連絡先に電話等で入居案内をするとともに、入居資格審査のために必要な書類を提出していただきます。

入居案内した空き住宅を辞退した場合には、他の団地の住宅についても申込みは無効とします。

● 入居案内順位について

①入居案内は抽選順位の上位の方から案内します。特定目的住宅の場合には、優先対象者の中で抽選順位の上位の方から案内します。

※入居申込時に「優遇入居世帯」として申請していない場合は、入居資格審査（許可）時に状況が変化し、「優遇入居世帯」に該当しても、「一般入居世帯」として扱います。

②入居申込時に「優遇入居世帯」として申請しており、入居資格審査（許可）時点で、書類審査等により優先入居資格審査を満たしていない場合には、「一般入居世帯」として案内します。

③1階の住宅は、1階申込者の中で抽選順位の上位の方から案内します。

※このため、1階申込者は1階が空き家となるまで案内できません。

④大家族向住宅を申込まれた場合は、大家族向住宅に空き住宅が発生した時のみ抽選番号順に案内します。

※災害や建替事業等により、例外として抽選順位によらない場合がありますので、あらかじめご了解ください。

6. 入居許可

入居案内時点で審査（本審査）の結果、入居資格要件を満たした場合には、請書（契約書）の作成、入居説明日、入居許可日等について連絡をします。

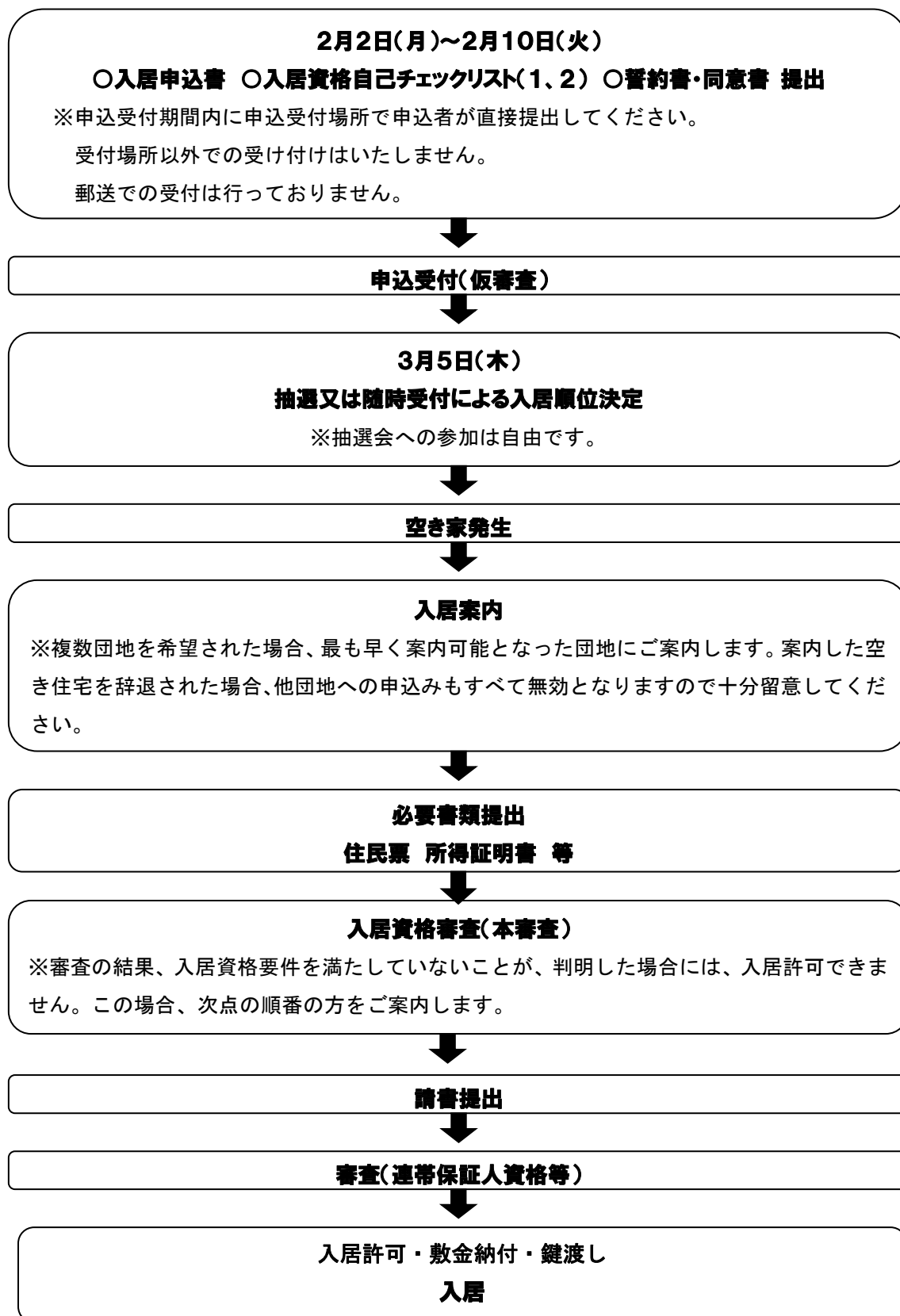
※入居資格審査の結果、申込記載事項の内容に変更（入居家族の異動や収入変更等）があり入居資格要件を満たさなくなった場合、入居はできません。

その場合、入居の権利は“次点の抽選番号の方に移ります”ので、ご了承ください。

7. 入居説明会

入居後の注意事項等について説明のため、入居許可者を対象に説明会を開催しますので、申込者又は同居予定者本人が出席してください。

8. 入居申込み手続の流れ



9. 入居後の注意事項について

- すみやかにご入居いただき、10日以内に移転後の住民票（入居者全員分）を提出していただきます。
- 入居後、収入超過となった方は、住宅の明渡し努力義務が生じ、民間借家相当の家賃を払っていただきます。
- 不正入居者、家賃滞納者、高額所得者などは住宅を明渡しいただきます。

団地は、文字どおり共同生活の場であり、周囲の人に迷惑をかけないよう、お互い助け合うという気持ちが必要です。住み良い居住環境をつくり、快適な生活を送っていただくため、入居した場合には次の事項を厳守するようお願いします。

○ 団地自治会への入会について

各団地では、入居者の親睦と福祉を目的として自治会を結成し、各種の親睦行事、広報伝達活動、子供会への援助、防犯・共益費の管理等重要な役割を果たしております。ぜひ入会をしてください。

○ 共益費等の支払いについて

家賃の他に外灯、汚水処理費、屋外散水費等の共益費が必要で、団地自治会が徴収しております。この徴収の仕事については、今後入居される方にも当番制で順番がまわって来る団地もありますので、協力してください。

○ 団地内大掃除について

団地では、年に数回団地内の環境美化のため、掃除を行っております。必ず参加をしてください。

○ 駐車場について

県営住宅駐車場は有料となっています。駐車場を利用する場合は、各団地で設置している駐車場管理組合等に参加して、利用申込みをしてください。

（一部団地を除く。）

○ 動物の飼育および菜園について

犬・猫等の動物の飼育は、鳴き声・におい・行動等が、他の入居者に迷惑をかけ、不快感を与える恐れがあるため、認めておりません。入居に際しては親戚などに預けるなどして、団地内では絶対に動物を飼わないでください。また、野良猫等に餌付けはしないでください。

団地内の共有地での植物の栽培はできません。

○ CATV

CATV 配線を設置するにあたり、既設の電話線配管に空きスペースがあり、CATV 関係業者により引き込むことが出来る場合は、承認できますが、配管に空きスペースがない場合等は承認できませんのでご了承ください。

○ インターネット(光ケーブル)

入居される住宅により、利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



愛媛県イメージアップキャラクター

みぎゃん

県営住宅補欠入居者募集について

【ダイジェスト版】

令和8年1月

愛媛県中予地方局 建築指導課

愛媛県営住宅管理グループ

1. 受付の目的

県営住宅に空き家が生じた時、入居できる補欠入居者の順位を決めるため。

2. 受付対象住宅の種別

① 一般住宅・・・特定目的住宅を除く住宅

② 特定目的住宅

愛媛県においては、住宅困窮度の特に高いと思われる世帯（災害被災者、DV被害者、ハンセン病患者、障害者、老人、母子・父子、子育て、若年夫婦、多子、大家族、犯罪被害者等世帯）の入居を優先するため、原則として4階建以上の建物の1階及び2階の住宅（長屋建て建物は両端の住宅、3階建て建物は1階の住宅）を特定目的住宅として指定しています。（ただし、高齢者又は身体障害者で2階以上では団地生活が困難と認められる方のみ1階の住宅への申し込み可）

3. 受付対象の建物概要

① 建物概要は、別紙に記載しています。

② 県営住宅駐車場は有料となっています。駐車場を利用する場合は、各団地で設置している駐車場管理組合等に参加して、利用申込みしてください。（一部の団地を除く。）

③ 家賃は、毎年度入居者の収入申告（前年度の所得額）に基づき決定します。

④ 家賃のほかに別途共益費（外灯、汚水処理費等）が必要です。

4. 入居申込資格〔①～④全てに該当する方〕

① 現に同居、又は同居しようとする親族があること。

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、婚姻予定の方（申込時から3か月以内に結婚する方）を含みます。

次に該当する方は単身者でも申込みできます。

（ア～コの要件のうち1つでも該当すれば申込みできます）

ア	60歳以上の方	
イ	身体障害者	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1級～4級
ウ	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく1級～3級
エ	知的障害者	療育手帳の交付を受け得る程度
オ	生活保護法に規定する被保護者	
カ	戦傷病者手帳の交付を受けている方	
キ	原子爆弾被爆者	厚生労働大臣の認定を受けている方
ク	海外引揚者	引き揚げた日から5年未満の方
ケ	ハンセン病療養所入所者等	
コ	DV被害者	裁判所の保護命令書や、婦人相談所等の証明書のある方

※不自然に世帯を分離して申し込むことはできません。

※単身者のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方については、別途相談させていただきます。

② 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

持ち家のある方や公営住宅に住んでいる方は、原則として申込資格はありません。

ただし、公営住宅に住んでいる方で家族数に対して著しく狭い、高齢や障害で階段の昇降が困難など特別な事情のある方は申込みできる場合もありますので別途相談させていただきます。

③ 入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- ④ 入居申込者及び同居しようとする親族の収入（公営住宅法に規定する月額所得）が収入基準に適合すること。

【入居収入基準】

世帯全員の1年間の総所得金額を合算して計算した世帯の月収額（月所得額）	
一般世帯の場合	158,000円／月 以下
高齢者・子育て・ 障害者等世帯の場合（注1）	214,000円／月 以下
特定公共賃貸住宅 （牛蒡団地のみ）	158,000円／月 以上 487,000円／月 以下

※入居後3年を経過した時点において月所得額がそれぞれ158,000円（一般世帯）214,000円（高齢者・子育て・障害者世帯等）を超えている場合、収入超過者となり、家賃が大幅に上昇することをご理解ください。

※申込時点で、「退職予定による収入減見込」等は認められません。

（注1）高齢者・子育て・障害者等世帯

高齢者世帯	入居申込者が60歳以上で、かつ同居者が60歳以上又は18歳未満のみで構成される世帯
子育て世帯	同居者に小学校就学前の子供がいる世帯
障害者世帯	身体障害者福祉法に基づく身体障害者1～4級の方 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者1～2級の方 知的障害者福祉法に基づく知的障害者重度、中度の方
その他	ハンセン病療養所入所者等、戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯など

【月所得額計算式】

収入ではなく所得にて計算し、失業給付金、生活保護法による扶助費、非課税の恩給及び年金（遺族年金等）等は、所得とみなされません。

月所得額＝

（本人の年間所得金額 ＋ 同居親族の年間所得金額 － 控除額合計） ÷ 12

控除の種類と控除額（詳細は係員にお尋ね下さい）

控除の種類	控除額（／人）	備 考
扶養親族控除	38万円	申込者を除く同居親族若しくは別居扶養親族1人につき
老人扶養控除	10万円	70歳以上の老人の扶養
特定扶養親族控除	25万円	16歳以上23歳未満の親族の扶養
寡婦控除	27万円	本人所得より控除、27万円未満はその額
ひとり親控除	35万円	本人所得より控除、35万円未満はその額
障害者（一般）	27万円	療育手帳B 身体障害者手帳3～6級 精神障害者保健福祉手帳2～3級
障害者（特別）	40万円	療育手帳A 身体障害者手帳1～2級 精神障害者保健福祉手帳1級
振替基礎控除	10万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方 10万円未満はその額

5. 入居手続

案内後、入居資格要件を満たしていることを確認できた場合には、こちらからの連絡に基づき、請書を提出していただきます。請書の連帯保証人1名については、愛媛県に在住し独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた方と同程度以上の収入を有する方でお願いしています。

6. 申込時に必要な書類

- ① 県営住宅入居申込書
- ② 「入居資格自己チェックリスト1 入居資格」
- ③ 「入居資格自己チェックリスト2 優遇入居資格」
- ④ 誓約書・同意書
- ※1 申込書に、「入居資格判定時（許可時）に優遇世帯になる予定」として記入することは認められません。
- ※2 優遇入居資格について、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在で記入してください。

7. 申込受付期間・場所

- 申込受付期間 令和8年2月2日(月)～2月10日(火)の期間で、
8時30分～17時00分まで（ただし土曜、日曜は除く）
申込受付期間中に申し込みをしていなかった方は、抽選を受けることができません。
郵送での申込みは受付できません。
随時の受付は抽選日の翌日から始まりますので、その時期に申込みをして下さい。
- 申込受付場所 **愛媛県中予地方局 7階ロビー（松山市北持田町132番地）**
※受付期間中は混雑が予想されますので、自家用車での来庁はご遠慮ください。

8. 抽選日及び抽選場所

- 日 時 令和8年3月5日（木）
 - 場 所 愛媛県 中予地方局 7階大会議室（松山市北持田町132番地）
 - ◆城北・城西地区、車椅子用住宅（9時30分～）
 - ◆城東地区（11時00分～）
 - ◆伊予地区・城南地区（14時00分～）
 - ※ 当日、中予地方局の駐車場は利用できません。
- 公開での代表者による抽選とし、自由参加です。（参加者自身での抽選を行いませんので、抽選会へ必ずしも出席する必要はありません。）
なお、抽選結果は全申込者宅へ郵送いたします。

9. 入居順位の決定及び入居時期

抽選の結果により入居順位を決定し、空き家が生じた時点で抽選順位の上位者から順次入居案内をします。

ただし、公営住宅法第16条に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却等特別の事由がある場合、特定の者を優先して入居させることがあります。

入居案内後、入居資格審査のための必要書類を提出していただき、審査の結果入居資格要件を満たした場合のみ、請書（契約書）を提出後、県が指定する日から入居できます。

なお、入居資格要件は、入居案内時点で審査します。したがって、入居申込時点では入居資格要件を満たしていても、入居案内時点における入居家族の異動や収入変更等により入居できない場合がありますので、ご了解ください。（別添「入居資格を満たさない（入居できない）事例集」を参考にしてください。）

10. 申込書の有効期限

今回の公開抽選の日から次の公開抽選日前日まで

11. その他注意事項

- ① 申込者及び同居親族に身体障害者、高齢者（60歳以上）がいる方で特に1階を希望する場合は、その旨申し出て下さい。
- ② 犬、猫等の飼育はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 入居後10日以内に移転後の住民票を提出していただきます。
- ④ 中予地方局管内の県営住宅では、平成22年度から民間事業者による指定管理者制度を導入し、「愛媛県営住宅管理グループ」が管理業務を受託しています。多様化する入居者の皆様のニーズに対して、今後も一層効果的かつ効率的な対応を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

ご不明な点がございましたら、下記へお問合せ下さい。

愛媛県営住宅管理グループ

〒790-0878 松山市勝山町2丁目21-5 久保ビル1階

【電話】089-998-6671

【ホームページ】 <http://www.midori-gr.com/ehimekenei/>



memo



愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん

お　こ　と　わ　り

1. 次の団地に発生した空家については、被災者等の一時使用住宅・建替事業向け住宅として優先的に使用しますので、皆様にはその後に空いた住宅しかご案内できません。

ただし、優先戸数としては、

○熊本地震・西日本豪雨・台風 19 号 被災者向け、
ウクライナ危機に伴う避難民向け一時使用住宅

潮見団地　： 1 戸

中須賀団地： 1 戸

溝辺団地　： 1 戸

牛渕団地　： 7 戸（旧棟 1 戸・特定公共賃貸住宅 6 戸）

森松団地　： 2 戸

砥部団地　： 3 戸（旧棟）

○建替事業向け住宅

中須賀団地： 1 戸

を最大戸数とします。

第1号様式（第2条関係） 県営住宅入居申込書

県 営 住 宅 入 居 申 込 書									
令和 年 月 日									
愛媛県中予地方局長 様									
住 所 〒									
(※アパート等は部屋番号まで記入してください。)									
ふりがな									
申込者 氏 名 ⑩									
電話番号									
(区分 自宅・勤務先・携帯電話)									
(※昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。)									
※ 受 付				※ 申 込 区 分	一 般				
		希 望 事 項			特目 A	車椅子用			
住 宅 区 分		一般県営住宅 ・ 特定公共賃貸住宅				子育て世帯用			
地 区 別		伊予 ・ 城北城西 ・ 城南 ・ 城東			特目 B	老人			
						心身障害者			
						母子・父子			
						多子			
						大家族			
						DV被害者			
				子育て					
				若年夫婦					
構 造		高耐 ・ 中耐 ・ 簡 2			災害被災者・犯罪被害者				
型 別		1LDK ・ 2DK ・ 3LDK			ハンセン病				
※朝美 石井新 砥部新のみ									
階 数		1階希望 ・ 有 ・ 無		単 身					
入 居 し よ う と す る 親 族	申込者との 続柄	ふ り が な 氏 名		生年月日（年齢）		職 業 （勤務先名）		備 考	
	本人			年 月 日 (歳)					
				年 月 日 (歳)					
				年 月 日 (歳)					
				年 月 日 (歳)					
				年 月 日 (歳)					
				年 月 日 (歳)					
	合計	人		入居する親族以外の 扶養親族名		(歳) (歳)			
住宅を必要とする理由						※ 審 査			
						実態調査			
						判 定			

注1 記名押印に代えて署名することができる。
2 ※印の欄は、記入しないこと。
3 申込者の連絡先及び住宅区分の欄は、該当するものを○で囲むこと。
4 入居資格自己チェックリスト1（入居資格）を併せて提出してください。特目住宅Aへの入居資格があり、かつ入居を希望される方、又は特目Bへの優遇入居資格がある方は入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）も提出してください。

■入居資格自己チェックリスト 1（入居資格）

該当する項目にチェック ☒ をして下さい。

- ※1 ☐ の全ての要件を満たす事が必要です。
- ※2 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。
- ※3 優遇入居資格による入居を希望する場合（該当者のみ）は、必ず入居資格自己チェックリスト 2（優遇入居資格）も一緒に提出してください。提出が無い場合は、入居資格審査（許可）時点で、一般入居世帯として案内しますのでご注意ください。
- のチェックリストにより入居資格があると申告された方は、入居申込を受付けます。抽選会等による補欠入居順位が到来し、入居案内を行う時に、入居資格の本審査を行います。その際には、住民票、所得証明等の入居資格審査用の書類を提出いただき、資格要件を満たした場合のみ、入居を許可することとなりますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

いずれか

{

☐ 同居親族がいる。（内縁関係に有る方および婚約者を含みます。）

☐ 同居親族はいないが、下記のいずれかの要件を満たしている。
（該当する要件を○で囲んでください。）

- ・ 60 歳以上
- ・ 身体障害者の方（1 級～4 級）
- ・ 精神障害者の方（1 級～3 級）
- ・ 知的障害者の方（療育手帳の交付を受けうる程度）
- ・ 生活保護法に規定する被保護者等
- ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・ ハンセン病療養所入居者 ・ 原子爆弾被爆者の方
- ・ 海外引揚者 ・ DV 被害者等

☐ 入居申込者及び同居親族の収入が収入基準に適合する。（参考）

☐ 現に住宅に困窮している。
（該当する要件を○で囲んでください。）

- ・ 民間賃貸住宅居住
- ・ 親族の家に居住
- ・ その他（詳しく記入して下さい。）

)

※持ち家や公営住宅に居住している方は入居資格が有りません。

☐ 入居申込者及び同居親族は暴力団ではない。

（参考）所得月額が次の額以下であること

一般世帯	158,000 円／月以下
高齢者・子育て・障害者等（裁量世帯）	214,000 円／月以下

所得月額（本人の年間所得金額＋同居親族の年間所得金額－控除額合計）÷12

控除の種類と控除額

控除の種類	控 除 額	備 考
同居・扶養親族控除	1 人につき 38 万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
老人扶養控除	〃 10 万円	所得税法上の扶養親族で 70 歳以上の方
特定扶養親族控除	〃 25 万円	〃 16～22 歳の方
寡婦控除	〃 27 万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	〃 35 万円※	所得税法上のひとり親の方
障害者（一般）	〃 27 万円	障害者手帳 3～6 級
障害者（特別）	〃 40 万円	障害者手帳 1、2 級
振替基礎控除	〃 10 万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除（寡婦控除は所得が 27 万円未満、ひとり親控除は所得が 35 万円未満及び振替基礎控除は所得が 10 万円未満の時はその額）

注）裁量世帯の区分や各種控除の詳細については、入居申込案内書を十分にお読みの上、記入をして下さい。

■入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）

該当する項目にチェック ☒ を記入して下さい。

※1 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。（該当者・希望者のみ）

※2 優遇入居資格のうち、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在で判定のうえ、ご記入ください。

このチェックリストにより、優遇入居資格があると申告された方は、入居案内を優遇入居ルールに基づき行ないます。

ただし、入居案内時の入居資格の本審査において、優遇入居資格を証明する書類を提出いただき、優遇入居資格が無いことが判明した場合は、優遇入居の案内を取り消し一般世帯としての入居案内に変更する場合がありますので、ご了承ください。

申込者氏名

（特定目的住宅Aへの優遇入居資格）

☐ 車椅子用住宅（次のいずれかに該当する方がいる世帯）

☐ 両下肢、体幹、もしくは移動機能等の障害の程度が4級以上で、現に車椅子を使用する必要がある方

☐ 身体の機能の障害を重複して有し、現に車椅子の使用が必要な方

☐ 子育て世帯用住宅（次に該当する世帯）

・18歳未満の子がいる世帯

（入居継続可能期間：子（末子）が18歳に達した後、最初の4月1日が到来するまで）

（特定目的住宅Bへの優遇入居資格）

☐ 60歳以上の方がいる世帯（老人世帯）

☐ 次のいずれかの心身障害者がいる世帯（心身障害者世帯）

・身体障害者福祉法に基づく身体障害者（1級から4級）

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者（1、2級）

・知的障害者福祉法に基づく知的障害者（重度、中度）

☐ ハンセン病療養所入所者等世帯

☐ 18歳未満の子がいる世帯（子育て世帯）

☐ 夫婦のみであり、いずれかが39歳以下の世帯（若年夫婦世帯）

☐ 母子又は父子家庭の世帯（母子世帯又は父子世帯）

☐ 18歳未満の子供が3人以上いる世帯（多子世帯）

☐ DV被害者世帯

☐ 入居者が5人以上の世帯（大家族世帯）

☐ 災害被災者世帯

災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯（上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む。）

☐ 次の犯罪被害に該当する世帯（犯罪被害者等世帯）

・犯罪により主たる収入者が亡くなった

・犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難

・現在居住している住宅で重要犯罪（殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつ）が行われた

・ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができない

県営住宅では、いわゆる住宅弱者を優遇入居世帯として、一般世帯より入居出乗やすくなるよう配慮しています。（特定目的住宅）

特定目的住宅には、車椅子用住宅、シルバーハウジング住宅、子育て世帯用住宅、特定の世帯しか入居出来ない条件を付した住宅（特定目的住宅A）、その他住宅のうち優遇世帯向けの住宅として設定する住宅（特定目的住宅B）の2種類があります。【地方局、土木事務所単位では一部しかない場合があります】

誓約書・同意書

申込者及び同居しようとする親族は、県営住宅の入居申込にあたり、次の事項について誓約・同意します。

- 1 申込者及び同居しようとする親族は現在及び将来にわたって、暴力団員には該当しないことを誓約します。
- 2 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないことの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- 3 入居後において、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

令和 年 月 日

申込者 _____ 印

以下の同居者が上記1～3のことを誓約・同意することに申込者が一切の責任を負います。

申込者 _____ 印

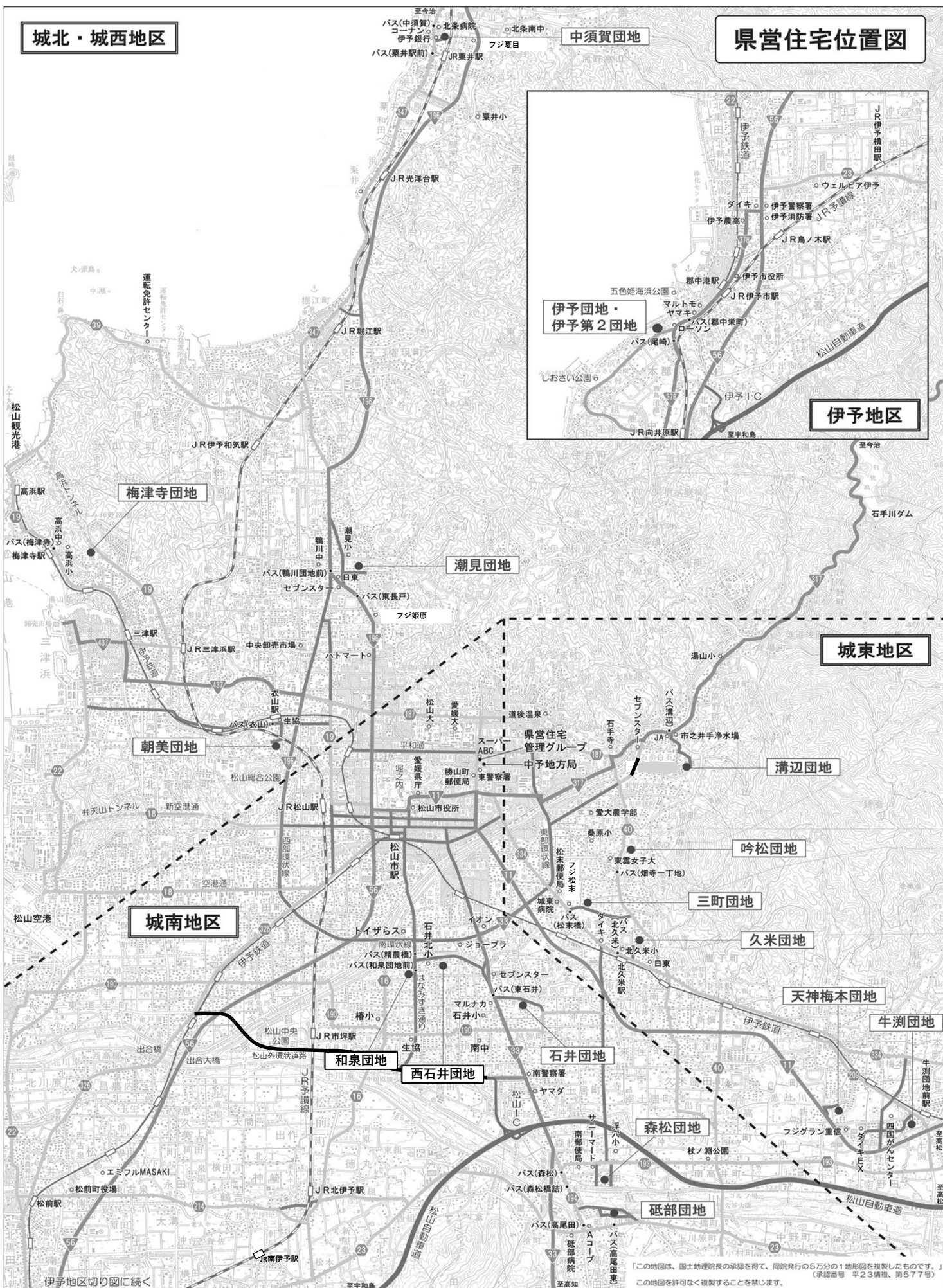
同居者 _____

同居者 _____

同居者 _____

城北・城西地区

県営住宅位置図



「この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものです。」
 (承認番号 平23情復、第577号)
 この地図を許可なく複製することを禁じます。

令和8年 県営住宅受付対象の建物概要
県営住宅設置設備・校区一覧

地区	団地	棟	風呂	網戸	給湯器	トイレ	EV設置	階層	耐震性 ○…耐震性 有	校 区	
										小学校	中学校
城北・城西	朝美	1～2	○	○	○	洋式	○	6階	○	味酒小学校	城西中学校
	梅津寺	1～2	×(設置可能)	○		和式・洋式 混在		4階	○	高浜小学校	高浜中学校
		3～5	×(設置可能)					4階	○		
	潮見	1～2	×(設置可能)	○		和式・洋式 混在		5階	○	潮見小学校	鴨川中学校
		3～7	×(設置可能)					5階	○		
	中須賀	1～9	×(設置可能)			洋式		5階	○	河野小学校	北条南中学校
城東	溝辺	1～50	×(設置可能)			洋式		2階		湯山小学校	湯山中学校
	吟松	1～11	○			洋式		2・3階	○	桑原小学校	桑原中学校
	三町	1～7	○			洋式		4階	○	北久米小学校	桑原中学校
	久米	1～6	○			洋式		3階	○	北久米小学校	久米中学校
	天神梅本	1	○	○	○	洋式	○	6階	○	小野小学校	小野中学校
		2	○	○	○	洋式	○	6階	○	南吉井小学校	重信中学校
	牛湫 旧	1～2	×(設置可能)			和式・洋式 混在		4階	○	南吉井小学校	重信中学校
		3～8	×(設置可能)	○				4階	○		
		34～37	○					5階	○		
		38	○	○			○	5階	○		
		39	○				○	5階	○		
		40	○	○			○	5階	○		
	牛湫 新	9～13	○	○	○	洋式	○	5・6・7階	○		
城南	和泉	1～8	○	○	○	洋式		3階	○	石井北小学校	椿中学校
	西石井	1～3	○	○		洋式		3階	○	石井北小学校	南中学校
	石井 旧	1～6	×(設置可能)			和式・洋式 混在		4階	○	石井東小学校	南第二中学校
	石井 新	7～9	○	○	○	洋式	○	4階	○		
	森松	9	×(設置可能)	○(南側)		和式		5階	○	浮穴小学校	南第二中学校
		10～13	×(設置可能)			洋式		5階	○		
		14	×(設置可能)	○				5階	○		
		15	×(設置可能)					5階	○		
		16～23	×(設置可能)					5階	○		
	砥部 旧	1	×(設置可能)			洋式		4階	○	麻生小学校	砥部中学校
		2	×(設置不可)					4階	○		
		23～24	×(設置可能)	○				4階	○		
		37～38	×(設置可能)	○				4階	○		
		40～41	×(設置可能)	○				4階	○		
	砥部 新	3～6	○	○	○	洋式	○	10階	○		
伊予	伊予	1～3	○	○	○	洋式		4階	○	北山崎小学校	港南中学校
	伊予第二	4～5	○	○	○	洋式		3・4階	○		

※ 校区に関してはこの限りでない場合があります。詳しくは教育委員会へお問い合わせください。

※ 風呂は、設置できない部屋と入居者負担で設置していただく部屋がありますのでご注意ください。

※ 鹿峰団地、森松団地の2階建、新川団地は現在募集を停止しております。

令和8年 県営住宅受付対象の建物概要

地区別	団地別	階層別	型別	居室数(畳)	住居面積(㎡)	戸数	所在地
城北・城西	朝 美	6階建	3LDK	6・6・5・LDK	71.2	23	松山市朝日ヶ丘2丁目3番32号
			2DK	6・6・DK	55.7	24	
			1LDK	8・LDK	43.2	12	
			2LDK(車椅子用)	8・4.5・LDK	76.3	1	
	梅 津 寺	4階建	3DK	6・6・3・DK	50.19	72	松山市新浜町甲1112番地2
		4階建	2DK	6・6・DK	44.06	48	
	潮 見	5階建	3DK	6・6・3・DK	50.54～52.59	210	松山市吉藤4丁目
	鹿 峰	2階建	募集停止中				松山市久保430番地5
	中 須 賀	5階建	3DK	6・6・4.5(3)・DK	52.59～64.24	255	松山市河野中須賀336番地
		5階建	4DK(多家族向)	6・6・3・3・DK	66.04	5	
城 東	溝 辺	2階建	2DK	6・4.5・DK	57.80	31	松山市溝辺町乙7番地及び 松山市東野3丁目甲301番地
		2階建	3(D)K	6・4.5・4.5(3)・(D)K	53.46～59.22	340	
		2階建	4DK(多家族向)	6・4.5・3・3・DK	63.36～69.80	15	
	吟 松	2～3階建	3DK	○	71.75～76.99	89	松山市畑寺1丁目
		3階建	2DK	6・6・DK	62.71	4	
		3階建	4DK(多家族向)	6・6・6・6・DK	91.27	4	
	三 町	4階建	3DK	6・6・6・(5.5)・DK	75.88～77.01	120	松山市三町2丁目8番
		4階建	2LDK	6・6・LDK	69.12	16	
	久 米	3階建	3DK	6・6・6・DK	78.01～81.55	81	松山市北久米町153番地
		3階建	2LDK	6・6・LDK	64.83	21	
	天神梅本 (1号棟)	6階建	2DK	6・6・DK	55.40	12	松山市南梅本町甲1099番地2
		6階建	3LDK	6・6・5・LDK	71.20	18	
	天神梅本 (2号棟)	6階建	2DK	6・6・DK	55.40	12	東温市北野田795番地1
		6階建	2LDK(車椅子用)	7・8・6・LDK	78.00	1	
		6階建	3LDK	6・6・5・LDK	71.20	17	
	牛 淵 旧	5階建	3(L)DK	6・6・6・(L)DK	67.34(L)81.29	130	東温市牛淵1957番地1
		5階建	3DK	6・6・4.5・DK	62.77～76.69	90	
		4階建	3DK	6・6・3・DK	50.19	72	
		4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	39.83～45.50	120	
	牛 淵 新	5～7階建	2DK	6・6・DK	55.60	37	
			2LDK	6・6・LDK	67.30	7	
		5～6階建	3LDK	6・6・5・LDK	71.60	99	
		6階建	2LDK(車椅子用)	7.8(6)・6・LDK	71.60～78.00	3	
		6階建	4LDK(多家族向)	6・6・4.4・4・LDK	79.00	4	
		6階建	3LDK	特定公共賃貸住宅	75.10	20	
城 南	和 泉	3階建	3DK	6・6・6・DK	79.56～82.70	108	松山市和泉南2丁目3番
	西 石 井	3階建	3DK	6・6・6(5.5)・DK	77.73～78.41	54	松山市西石井3丁目16番
		3階建	2LDK	6・6・LDK	69.03	6	
	石 井 旧	4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	42.11～42.74	120	松山市東石井4丁目4番
	石 井 新	4階建	1LDK	8・LDK	43.92	12	松山市東石井4丁目5番
		4階建	2DK	6・6・DK	54.53	44	
		4階建	3LDK	6・6・5・LDK	69.34	27	
		4階建	2LDK(車椅子用)	8・4.5・LDK	69.34	1	
	森 松	5階建	3DK	6・6(4.5)・4.5(3)・DK	46.93～58.74	460	松山市森松町324番地
		5階建	4DK(多家族向)	6・6・4.5(3)・3・DK	66.04～70.35	30	
		2階建	募 集 停 止 中				松山市森松町324番地
	砥部 旧	4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	33.10～37.30	192	伊予郡砥部町高尾田323番地
	砥部 新	10階建	1LDK	6・LDK	40.51	60	
			2DK	7.5・5・DK	54.55	110	
			2LDK(車椅子用)	6.8・6・LDK	70.99	4	
			3LDK	6・5.8・5.4・LDK	67.33	74	
			3LDK	子育て世帯用住宅	67.33	20	
伊 予	新 川	3階建	募 集 停 止 中				伊予市下吾川2000番地1
	伊 予	4階建	3DK	6・6・6・DK	76.05	16	伊予市尾崎206番地2
		4階建	3DK	6・6・5.5・DK	74.92	56	
	伊予第二	3階建	3DK	6・6・6・DK	79.56	28	伊予市尾崎210番地1

(注) 1. 「城東」「城北・城西」「城南」「伊予」4地区のうち一地区しか希望出来ません。

ただし、「城北・城西」地区の「鹿峰」、「城南」地区の「森松2階建」、「伊予」地区の「新川」については、募集を停止していますので希望することができません。

2. 単身入居者については、一部の団地の広い住宅への申込みはできません。

3. 一部の住宅については、老人(60歳以上)、母子・父子、多子、子育て、若年夫婦、障害者及びハンセン病療養所入所者等の各世帯が、優先的に入居できる特定目的住宅として取り扱っています。

4. 団地の希望は、同一地区であれば複数の団地を希望することができますが、一番早く空家が生じた団地に入居することになります。

5. 家賃は、毎年度入居者の収入申告(前年の所得額)に基づき決定されます。

令和7年度(R7年4月～R8年3月) 県営住宅の収入分位による家賃月額(目安)一覧表

参考

	団地名 (建設年度)	建設年度	戸数	階 層	型 別	居 室 数 (畳)	高 齢 者、子 育 て、障 害 者 世 帯 (所 得 月 額 21 万 4 千 円 以 下)					
							一 般 入 居 者 (所 得 月 額 15 万 8 千 円 以 下)				(単位: 円)	
							0～104,000	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000	158,001～186,000	186,001～214,000
城北・城西地区	朝 美 EV付	H18	12	6階建	1LDK	8・LDK	16,200	18,700	21,400	24,100	27,600	31,800
			24	6階建	2DK	6・6・DK	20,900	24,100	27,600	31,100	35,600	41,100
			23	6階建	3LDK	6・6・5・LDK	26,700	30,900	35,300	39,800	45,500	52,500
			1	6階建	車椅子用	8・4.5・LDK	28,600	33,100	37,800	42,700	48,800	56,300
	梅津寺	S45～S46	72	4階建	3DK	6・6・3・DK	9,500～9,700	11,000～11,200	12,500～12,800	14,100～14,400	16,200～16,500	17,200～18,200
			48	4階建	2DK	6・6・DK	8,300	9,600	10,900	12,400	14,100	15,500
	潮 見	S46～S48	210	5階建	3DK	6・6・3・DK	10,100～10,500	11,600～12,100	13,300～13,800	15,000～15,600	17,100～17,900	19,800～20,600
	中須賀	S49～S52	255	5階建	3DK	6・6・4.5(3)・DK	9,000～11,800	10,400～13,600	11,900～15,600	13,500～17,600	15,400～20,100	17,800～23,200
5			5階建	多家族向	6・6・3・3・DK	11,600	13,400	15,400	17,400	19,800	22,900	
城東地区	溝 辺	S51～S54	31	2階建	2DK	6・4.5・DK	15,000	17,300	19,800	22,400	23,600	23,600
			340	2階建	3(D)K	6・4.5・4.5(3)・(D)K	13,200～14,900	15,200～17,200	17,400～19,700	19,700～22,200	21,400～24,000	21,400～24,000
			15	2階建	多家族向	6・4.5・3・3・DK	15,700～17,300	18,100～19,900	20,700～22,800	23,300～25,700	25,300～27,500	25,300～27,500
	吟 松	S58～S59	89	2～3階建	3DK	6・6・6・DK	20,300～21,100	23,400～24,400	26,700～27,900	30,200～31,400	34,500～35,900	39,800～41,500
			4	3階建	2DK	6・6・DK	16,100	18,600	21,200	24,000	27,400	31,600
			4	3階建	多家族向	6・6・6・6・DK	24,500	28,200	32,300	36,400	41,600	48,000
	三 町	S62～S63	120	4階建	3DK	6・6・6(5.5)・DK	20,700～21,100	23,900～24,300	27,400～27,800	30,900～31,400	35,300～35,900	40,700～41,400
			16	4階建	2LDK	6・6・LDK	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800
	久 米	S60～S61	81	3階建	3DK	6・6・6・DK	20,300～21,200	23,400～24,500	26,800～28,000	30,200～31,600	34,500～36,100	39,800～41,600
			21	3階建	2LDK	6・6・LDK	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,200
	天神梅本 【松山】EV付	H14	12	6階建	2DK	6・6・DK	20,400	23,500	26,900	30,400	34,700	40,000
			18		3LDK	6・6・5・LDK	26,200	30,300	34,600	39,000	44,600	51,500
	天神梅本 【東温】EV付	H14	12	6階建	2DK	6・6・DK	18,400	21,300	24,300	27,400	31,400	36,200
			17		3LDK	6・6・5・LDK	23,700	27,300	31,300	35,300	40,300	46,500
			1		車椅子用	7.8・6・LDK	23,700	27,300	31,300	35,300	40,300	46,500
	牛淵旧棟	S44～S46	72	4階建	3DK	6・6・3・DK	8,800～9,000	10,200～10,400	11,700～11,900	13,200～13,400	15,100～15,400	17,400～17,700
			120	4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	6,700～7,700	7,700～8,900	8,900～10,200	10,000～11,500	11,400～13,100	13,200～15,200
		S53～S56	130	5階建	3(L)DK	6・6・6・(L)DK	15,000～17,600	17,400～20,400	19,900～23,300	22,400～26,300	25,600～30,000	29,600～34,600
90			5階建	3DK	6・6・4.5・DK	13,900～16,300	16,100～18,900	18,400～21,600	20,700～24,400	23,700～27,800	27,300～32,100	
牛淵新棟 EV付	H11～H13	44	5～7階建	2(L)DK	6・6・(L)DK	18,600～22,700	21,500～26,200	24,600～30,000	27,700～33,900	31,700～38,700	36,600～44,600	
		99	5～6階建	3LDK	6・6・5・LDK	24,000～24,200	27,700～27,900	31,700～31,900	35,700～36,000	40,800～41,200	47,100～47,500	
		3	6階建	車椅子用	7.8(6)・6・LDK	24,000～24,200	27,700～27,900	31,700～31,900	35,700～36,000	40,800～41,200	47,100～47,500	
		4	6階建	多家族向	6・6・4.4・4・LDK	26,500	30,500	34,900	39,400	45,000	52,000	
		20	6階建	特定公共 賃貸住宅	6・6・5・LDK	-	-	-	-	65,000	65,000	

令和7年度(R7年4月～R8年3月) 県営住宅の収入分位による家賃月額(目安)一覧表

参考

	団地名 (建設年度)	建設年度	戸数	階 層	型 別	居 室 数 (畳)	高 齢 者、子 育 て、障 害 者 世 帯 (所 得 月 額 21 万 4 千 円 以 下)					
							一 般 入 居 者 (所 得 月 額 15 万 8 千 円 以 下)				(単位:円)	
							0～104,000	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000	158,001～186,000	186,001～214,000
城南地区	和 泉	H6～H7	108	3階建	3DK	6・6・6・DK	23,000～24,300	26,500～28,000	30,400～32,000	34,200～36,200	39,100～41,300	45,200～47,700
	西石井	H3	54	3階建	3DK	6・6・6(5.5)・DK	21,900～22,300	25,300～25,700	28,900～29,400	32,600～33,100	37,300～37,900	43,000～43,700
			6	3階建	2LDK	6・6・LDK	19,200	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600
	石井旧棟	S37～S39	120	4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	6,400～7,400	7,400～8,500	8,500～9,700	9,600～11,000	11,000～12,600	12,700～14,500
	石井新棟 EV付	H15	12	4階建	1LDK	8・LDK	16,200	18,700	21,400	24,200	27,600	31,900
			44	4階建	2DK	6・6・DK	20,200	23,300	26,600	30,000	34,300	39,600
			27	4階建	3LDK	6・6・5・LDK	25,700	29,600	33,900	38,200	43,700	50,400
			1	4階建	車椅子用	8・4.5・LDK	25,700	29,600	33,900	38,200	43,700	50,400
	森松	S47～S50	460	5階建	3DK	6・6(4.5)・4.5(3)・DK	8,400～12,400	9,800～14,300	11,200～16,400	12,600～18,500	14,400～21,200	16,600～24,400
			30	5階建	多家族向	6・6・4.5(3)・3・DK	13,700～15,200	15,800～17,600	18,100～20,100	20,400～22,700	23,400～26,000	24,800～30,000
	砥部旧棟	S40～S43	192	4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	5,400～6,900	6,300～7,900	7,200～9,100	8,100～10,300	9,300～11,700	10,700～13,500
	砥部新棟 EV付	H22～H28	60	10階建	1LDK	6・LDK	13,200～13,500	15,200～15,600	17,400～17,800	19,600～20,100	22,400～23,000	25,900～26,500
			110	10階建	2DK	7.5・5・DK	17,700～18,200	20,500～21,000	23,400～24,000	26,400～27,100	30,200～30,900	34,800～35,700
			74	10階建	3LDK	6・5.8・5.4・LDK	21,900～22,500	25,300～26,000	28,900～29,700	32,600～33,500	37,300～38,300	43,000～44,200
			20	10階建	子育て世帯用	6・5.8・5.4・LDK	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200
			4	10階建	車椅子用	6.8・6・LDK	23,100～23,700	26,600～27,300	30,500～31,200	34,400～35,200	39,300～40,300	45,300～46,500
伊予地区	伊 予	H3～H4	16	4階建	3DK	6・6・6・DK	16,800	19,300	22,100	25,000	28,500	32,900
			56	4階建	3DK	6・6・5.5・DK	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400
	伊予第2	H6～H7	28	3～4階建	3DK	6・6・6・DK	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700	35,400

※ 鹿峰団地、森松団地2階建、新川団地は募集を停止しております。

(参考)

県営住宅入居申込案内状況

	団 地 名	建設年度	戸数	令和6年		令和7年	
				入居申込件数 (R6.3.5抽選)	入居案内件数 (R6.3.6～R7.3.4)	入居申込件数 (R7.3.5抽選)	入居案内件数 (R7.3.5～R7.12末日)
城北・城西地区	朝美団地	H18	60 (1)	36 (0)	3 (0)	33 (2)	2 (0)
	梅津寺団地	S45～S46	120	0	2	0	0
	潮見団地	S46～S48	210	5	6	3	2
	中須賀団地	S49～S52	260	2	4	1	5
城東地区	溝辺団地	S51～S54	386	0	1	0	1
	吟松団地	S58～S59	97	4	2	3	4
	三町団地	S62～S63	136	8	1	8	1
	久米団地	S60～S61	102	5	3	5	6
	天神梅本団地	H14	60 (1)	20 (0)	1 (0)	16 (1)	2 (0)
	牛湫団地	S44～S56	412	2	7	2	4
	牛湫団地 (新棟)	H11～H13	150 (3)	20 (0)	7 (0)	26 (0)	7 (0)
	牛湫団地 (特公賃)	H13	20	0	0	0	0
城南地区	和泉団地	H6～H7	108	15	3	13	2
	西石井団地	H3	60	26	2	28	1
	石井団地	S37～S39	120	3	3	4	2
	石井団地 (新棟)	H15	84 (1)	41 (0)	4 (0)	50 (1)	3 (0)
	森松団地	S47～S50	490	2	8	6	6
	砥部団地	S40～S43	192	1	4	2	2
	砥部団地 (新棟)	H22～H28	264 (4)	23 (1)	7 (0)	34 (1)	11 (0)
伊予地区	伊予団地 伊予第二 団地	H3～H7	100	2	0	2	1
合計		延べ人数		215 (1)	68 (0)	236 (5)	62 (0)
		実人数		153 (1)		164 (3)	

★ ()内は車椅子用住宅

○入居資格を満たさない（入居できない）事例集

番号	想定される事例	備考
1	（裁量世帯、子育て世帯） 同居人が入居申込時は未就学児童だったのに、入居案内時には小学校就学の始期に達したことにより、裁量世帯で無くなったため、入居案内時に収入基準において入居資格が無くなった。 （世帯全員の総所得月額が158,000円超214,000円以下の場合）	
2	（裁量世帯、高齢者世帯） 入居者が60歳以上の者の場合で、同居人が入居案内時に18歳以上になったことにより、裁量世帯で無くなったため、収入基準において入居資格が無くなった。 （世帯全員の総所得月額が158,000円超214,000円以下の場合）	
3	（裁量世帯全般、子育て、高齢者、障害者） 裁量階層となる対象の入居者又は同居者が、入居申込の後、入居案内時まで死亡してしまったこと等により裁量世帯から外れ、収入基準において入居資格が無くなった。 （世帯全員の総所得月額が158,000円超214,000円以下の場合）	
4	（収入増による入居資格要件外1） 入居申込時には、前々年の所得証明（市町村発行）により自主的に入居基準を確認した結果、収入基準を満たしていたが、入居案内時には前年度の所得証明が発行され、それにより認定した結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。 ※（前年の源泉徴収票を利用してください。）	
5	（収入増による入居資格要件外2） 入居案内時点で、同居者が増えて（Uターン等）、世帯全体の所得が増加したことにより収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。	
6	（控除額の減少による入居資格要件外1） 入居案内時に同居者が減ることにより（結婚等で別居）、扶養親族控除額が減少したために、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。	
7	（控除額の減少による入居資格要件外2） 入居案内時に同居者が高校を卒業して就職、想定年収が103万円（所得が48万円）以上となったため、特定扶養親族控除額を控除できなくなった結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。	
8	（控除額の減少による入居資格要件外3） 入居案内時に同居者が23歳になったため、特定扶養親族控除額を控除できなくなった結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。	

番号	想定される事例	備考
9	(単身入居資格要件外1) 入居申込時には夫婦であったが、入居案内時には離婚して単身となり入居資格要件を満たさなくなった。(入居者が単身入居が可能な場合を除く)	
10	(単身入居資格要件外2) 入居申込時には生活保護受給を受けていた単身者が入居案内時に受給を外れたため、入居資格要件から外れた。(生活保護受給以外の理由により単身入居が可能な場合を除く)	
11	(単身入居資格要件外3) 入居申込時には婚約しており、3ヶ月以内に結婚する予定であったが、入居案内時には結婚していないので、入居資格要件を満たしていない。	
12	入居案内時現在、他の公営住宅に住んでいた事が判明したので、入居資格要件を満たしていない。	
13	入居案内時に、持ち家があることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。	
14	入居案内時に、不自然な同居人がいることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。(遠戚、他人) ※単身入居可能者を除く。	
15	単身入居者で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるので、入居資格要件を満たしていない。	

中予地方局入居資格審査要領（※令和8年度版）

1. 入居申込資格

以下の①～④全てに該当すること。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者（申込時から3か月以内に結婚する者）を含む。）があること。

【例外規定】

ただし、次に該当する者は単身者でも申込みできる。

ア. 60歳以上の者

イ. 身体障害者（身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1級から4級）

ウ. 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく1級から3級）

エ. 知的障害者（療育手帳の交付を受け得る程度）

オ. 生活保護法に規定する被保護者

カ. 戦傷病者手帳の交付を受けている者

キ. 原子爆弾被弾者

ク. 海外引揚者（引き揚げた日から5年未満の者）

ケ. ハンセン病療養所入所者

コ. DV被害者等（裁判所の保護命令書や婦人相談所等の証明書のある方）

※1 家族を不自然に分割しての申し込みは受理しない。

※2 単身者のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者については、別途県と協議すること。

- ② 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

※ 持ち家のある者や公営住宅に住んでいる者は、原則として申込資格は無い。

ただし、公営住宅に住んでいる者で家族数に対して著しく狭い、高齢や障害で階段の昇降が困難など特別な事情のある者は申込みできる場合もあるので別途県と協議すること。

- ③ 入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- ④ 入居申込者及び同居しようとする親族の収入（公営住宅法に規定する月額所得）が収入基準に適合すること。

2. 入居収入基準

世帯全員の1年間の総所得金額を合算して計算した世帯の月収額（月所得額）

一般世帯の場合	158,000円／月 以下
高齢者・子育て・障害者等世帯の場合	214,000円／月 以下
特定公共賃貸住宅（牛渕団地のみ）	158,000円／月 以上

（注1）高齢者・子育て・障害者等世帯とは次の世帯を言う。

高齢者世帯…入居申込者が60歳以上で、かつ同居者が60歳以上又は18歳未満世帯のみで構成される世帯

子育て世帯…同居者に小学校就学前の子供がいる世帯

障害者世帯…身体障害者福祉法に基づく身体障害者1～4級の者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者 1～2 級の者

知的障害者福祉法に基づく知的障害者重度、中度の者

そ の 他…ハンセン病療養所入所者等、戦傷病者手帳の交付を受けている者がいる世帯など。

(注 2) 収入審査は申込時点で行うので、「退職予定による収入減見込」等は認めない。

3. 月所得額計算式

収入ではなく所得にて計算し、失業給付金、生活保護法による扶助費、非課税の恩給及び年金（遺族年金等）等は、所得とみなさない。

◇〔本人の年間所得金額＋同居親族の年間所得金額－控除額合計〕÷ 12
＝月所得額

(注 3) 控除の種類と控除額

控除の種類	控除額（／人）	備 考
同居・扶養親族控除	3 8 万円	申込者を除く同居親族若しくは別居扶養親族 1 人につき
老人扶養控除	1 0 万円	7 0 歳以上の老人の扶養
特定扶養親族控除	2 5 万円	1 6 以上 2 3 歳未満の親族の扶養
寡婦・寡夫控除	2 7 万円	本人所得より控除、2 7 万未満はその額
ひとり親控除	3 5 万円	本人所得より控除、3 5 万未満はその額
障害者（一般）	2 7 万円	療育手帳 B 身体障害者手帳 3～6 級 精神障害者保健福祉手帳 2～3 級
障害者（特別）	4 0 万円	療育手帳 A 身体障害者手帳 1～2 級 精神障害者保健福祉手帳 1 級
振替基礎控除	1 0 万円	給与所得又は公的年金所得に係る雑所得がある方

4. 申込に必要な書類

(1) 入居申込時（全員）

- ①県営住宅入居申込書
- ②チェックリスト 1・2
- ③誓約書・同意書

(2) 入居資格審査時（④～⑦については全員、⑧は該当者のみ必要。）

- ④現住所略図（住宅地図のコピー貼付でも可）
- ⑤入居予定者の世帯全員の住民票（続柄記入のもの）、続柄不明な場合は戸籍謄本
※別居扶養親族のいる方は、該当親族を含む世帯全員の住民票も必要。
- ⑥入居予定者の世帯全員の市町長の発行する最新年所得証明書

※専業主婦など無職の方（子供、学生を除く）も必要。

⑦現在の仕事の状況に応じた令和7年分又は申込時点での収入を証明する書類

区 分	必要書類等
給与所得者	○勤務先発行の令和7年分の源泉徴収票が発行されない場合は勤務先発行の給与支払証明書。（様式任意、建築指導課にも保管されている。）
事業所得者（自営）	○自己申告の収入証明書（様式任意、建築指導課にも保管されている。）
年金受給者	源泉徴収票（はがき）
無職の場合（専業主婦なども含む）	○無職・無収入申立書（用紙は建築指導課にあります） 加えて、令和8年1月以降無職になった場合は、職安発行の離職票写又は元勤務先からの退職証明書。

⑧該当者のみ必要な書類

家族の状況等によっては、別途書類が必要になる場合もある。

該当世帯等	必要な書類等
同居予定者が婚約者	婚約証明書
身障者等の単身入居者	自活状況申立書
生活保護世帯	生活保護受給証明書
ひとり親世帯	ひとり親家庭医療費受給者証、 又は児童扶養手当受給証明書の写し
身体障害者（1～4級）	身体障害者手帳の写し
精神障害者（1～3級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
知的障害者（重度、中度）	療育手帳の写し

愛媛県県営住宅入居者募集等取扱指針

令和 7 年 11 月 20 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この指針は、愛媛県県営住宅管理条例（以下「条例」という。）及び愛媛県県営住宅管理条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき行われる一般県営住宅（以下「住宅」という。）の入居者の募集や選考等に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築入居者募集 入居者の募集のうち、新たに整備された住宅の入居者を公募するものをいう。
- (2) 補欠入居者募集 既設住宅の空き家の入居者の募集及び空き家が生じた場合の入居予定者をあらかじめ募集するものをいい、申込みの期限を定めて募集するものを定期補欠入居者募集、その他を随時補欠入居者募集という。
- (3) 特定入居 条例第 4 条に規定する公募によらない入居をいう。
- (4) 優遇世帯 住宅の入居申込者のうち、その世帯状況から住宅への入居について一定の優遇措置を講じる必要がある世帯で、別表 1（イ）欄に掲げる世帯をいう。
- (5) 特定目的住宅 特定目的住宅（A）及び特定目的住宅（B）をいう。
- (6) 特定目的住宅（A） 別表 2 に定める特定の世帯しか入居できない条件を付した住宅をいう。
- (7) 特定目的住宅（B） 前号に掲げる住宅を除く住宅のうち、優遇世帯向けの住宅として設定した住宅をいう。
- (8) 住替え 現に住宅に入居している者（名義人及び同居者を含むすべての入居者をいう。）が現入居住宅を退去して他の住宅の入居許可を受けることをいう。
- (9) 現入居住宅 住宅の入居の許可を受けた者が、現在入居している住宅のことをいい、その者が住替えしようとしている場合は、住替え前の住宅のことをいう。

(入居者の募集等)

第 3 条 入居者の募集の時期について、新築入居者募集は必要が生じた都度、定期補欠入居者募集は原則として毎年 1 回、随時補欠入居者募集は 定期補欠入居者募集の申込受付終了日の翌日から次回定期補欠入居者募集の申込受付開始日の前日まで行うものとする。ただし、空き家発生状況及び応募状況等から入居申込希望者の入居機会の確保に支障がないと判断される場合は、その終期を公募開始日（地方局長が行う募集案内文の庁舎掲示日をいう。）の前日までに短縮することができる。

(住宅の入居申込み)

第 4 条 住宅の入居申込みは、規則第 2 条に定める入居申込書に、「入居資格自己チ

チェックリスト1（入居資格）」（様式第1号）及び「入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）」（様式第2号、該当者・希望者のみ）並びに「誓約書・同意書」（様式第3号）を添付して行うものとする。

- 2 入居申込書中、「希望事項」欄には募集対象団地のうち、入居を希望する複数の団地を記載することができる。また、別表3に定める型別供給団地を希望する場合は、「間取り」欄に希望型別（複数希望可）を記載するものとする。
- 3 地方局長は、入居申込者が住宅に困窮している実情に応じ、適切な規模、設備及び間取りの住宅に入居することができるよう、入居申込者に対し適切な助言又は指導を行うものとする。
- 4 単身入居申込者は、地方局長が別に定める小規模住宅等（原則として住戸専用面積が60㎡未満の住宅をいう。以下同じ。）しか申込むことができない。ただし、型別供給団地がない市町に存する住宅のほか、長期間空き家となっている住宅などについてはこの限りでない。
- 5 特定目的住宅（A）は、別表2に定める特定の世帯しか申し込むことができない。ただし、子育て世帯用住宅において、長期間空き家となっている住宅については、この限りでない。
- 6 新築入居者募集又は補欠入居者募集において、重複申込みが認められた場合は、当初の申し込みのみ有効なものとして取扱う。

（新築入居者募集における入居者の決定等）

第5条 新築入居者募集における公開抽選をしようとする場合は、あらかじめ入居申込者数や世帯の状況を踏まえ、優遇世帯の当選率を優遇世帯以外の世帯の2倍程度になるように特定目的住宅（B）の戸数を設定するものとする。また、住宅の構造や設備等を勘案し、必要に応じて優遇世帯のうち老人世帯、心身障害者世帯（1階以外の住宅での生活が困難と認められる者に限る。）及びハンセン病療養所入所者等世帯（以下「老人世帯等」という。）向けに1階住宅を特定目的住宅（B）として設定するよう努めるものとする。ただし、募集戸数等から優遇世帯以外が著しく不利になる場合はこの限りでない。

- 2 抽選により決定した入居予定者は、原則としてその順位に従い、入居希望住宅を選択するものとする。
- 3 地方局長は、入居を希望する者に対し速やかに別表4に掲げる書面を提出させ、併せて、優遇世帯にあっては別表1（ハ）欄に掲げる書面を、特定目的住宅（A）入居申込者にあっては別表2（ハ）欄に掲げる書面を添付または提示させ、入居資格等の要件を満たすことを確認した場合に限り入居決定するものとする。（ただし、審査の結果、入居資格等の要件を満たさなかった場合はその旨を通知し、次点の抽選番号等の者を案内するものとする。）また、入居にあたっては、誓約書・承諾書（様式第6号）を提出させるものとし、特定目的住宅（A）入居申込者にあっては、併せて誓約書・承諾書（様式第7号）を提出させるものとする。

（補欠入居者募集における入居者の決定等）

第6条 定期補欠入居者募集については、公開抽選により入居予定順位を決定するも

のとする。

- 2 随時補欠入居者募集の入居順位については、前項の規定により決定された順位の最後尾に続くものとし、随時、受け付けた順に団地単位で入居予定順位を決定するものとする。なお、入居の申込方法については、対面又は電子申請によることとしているが、特別な事情がある場合については郵送による申込みも可能とする。また、入居決定順位について、同日にこれら複数の方法による申込みがあった場合にあっては、「対面、電子申請、郵送」の順によるものとする。
- 3 地方局長は、補欠入居者募集をしようとする場合は、あらかじめ見込まれる入居者数、募集する住宅の階、構造、設備等を考慮して、団地ごとに適切な方法により特定目的住宅（B）を設定するものとする。また、1階の住宅については、エレベーター設置の有無等、団地毎の住宅の構造を考慮のうえ、優先的に「老人世帯等向けの特定目的住宅（B）」を設定するよう努めるものとする。
- 4 前項の設定について、原則として、前年度の空き家発生状況や応募状況などを基に、申込有効期間中に見込まれる「各優遇世帯の入居決定率」が優遇世帯以外の世帯の2倍程度になるよう努めるものとする。なお、第4条第4項に規定する小規模住宅等に入居を希望する単身入居申込者であって、かつ優遇世帯に該当する者について、入居決定見込み率が優遇世帯以外の世帯（単身世帯を除く一般世帯）の率を下回るようになってしまうなど、優遇世帯であるにもかかわらず一般世帯に比して著しく不利になることのないよう配慮するものとする。
- 5 地方局長は、入居予定順位を基に、入居を希望する者に空き家を案内した場合は、その者に対し速やかに別表4に掲げる書面を提出させ、併せて、優遇世帯にあっては別表1（ハ）欄に掲げる書面を、特定目的住宅（A）入居申込者にあつては別表2（ハ）欄に掲げる書面を添付または提示させ、それぞれ入居資格等の要件を満たすことを確認した場合に限り入居決定するものとする。また、入居にあたっては、誓約書・承諾書（様式第6号）を提出させるものとし、特定目的住宅（A）入居申込者にあつては、併せて誓約書・承諾書（様式第7号）を提出させるものとする。なお、審査の結果、入居資格等の要件を満たさなかった場合はその旨を通知し、次点の順位の者を案内するものとする。
- 6 空き家を案内しようとするときの順番については、原則として団地毎に決定した入居予定順位によるものとするが、特定目的住宅（B）にあつては、一般世帯より優遇世帯を優先して案内するものとする。ただし、随時補欠入居者募集において受け付けた者については、優遇世帯に該当する場合であっても、老人世帯等向けに設定した1階の住宅以外の住宅にあつては、定期補欠入居者募集で受け付けた者より優先しない（定期補欠入居者募集で受け付けた者の順位を飛び越えない）ものとする。
- 7 前2項の規定について、複数の団地又は複数の型別を希望している者については、希望団地等のうち最も早く入居可能となった住宅を案内するものとし、当該住宅への入居を辞退した者は原則としてその他の希望団地等も辞退したものとみなす。
- 8 地方局長は、定期補欠入居者募集の抽選後、入居可能な住宅が用意できた場合は、すみやかに入居者を決定するものとし、また、空き家が発生したときは迅速に必要な修繕等を行うなどして、空き家期間の短縮に努めるものとする。

(敷金)

第7条 条例第13条第1項の規定により入居者から徴収すべき敷金は、2月分の家賃に相当する金額とする。

(公募による住替え)

第8条 現入居住宅からの住替えを希望する者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、新築入居者募集又は補欠入居者募集において入居申込みをすることができる。ただし、法23条第1号及び条例第5条第1号に規定する収入要件を満たす者のうち、条例第5条第4号に規定する暴力団でない者でなければならない。なお、家賃の滞納がないことを住替えの要件にはしていないものの、住替えをしようとする際に家賃の滞納がある場合は、真にやむを得ない事情と認められる場合を除き、当該滞納者に対しその解消に努めるよう指導すること。

- (1) 同居者の人数が増加した場合など現入居住宅の規模が次の表に定める世帯人員の区分に応じた住戸専用面積（以下「最低居住水準面積」という。）を下回っている場合で、当該面積以上の県営住宅への入居を希望するとき。ただし、世帯人員3人以上の場合は3DK以上の間取りの住宅に限る。

世帯人員	住戸専用面積
2人	約29㎡
3人	約39㎡
4人	約50㎡
5人	約56㎡
6人以上	約66㎡

- (2) 同居者の人数が減少した場合など現入居住宅の規模が次の表に定める世帯人員の区分に応じた住戸専用面積を上回っている場合で、現入居住宅より住戸専用面積が小さく、かつ部屋数が少ない住宅への入居を希望するとき。

世帯人員	住戸専用面積
1人	約50㎡
2人	約56㎡
3人以上	約66㎡

- (3) 2階以上の住宅に入居している入居者又は同居者（以下「入居者等」という。）が、加齢（60歳以上）、病気等によって階段の昇降等日常生活に身体の機能上の制限を受けている場合（現在入院等しており、帰宅したときには制限を受けることが明らかな場合を含む。）で、1階又はエレベーターの設置されている住棟の住宅への入居を希望するとき。
- (4) 入居者等の所得が減少したこと等により、家賃の支払いが困難になった場合で、より低額な家賃の住宅への入居を希望するとき。
- (5) 入居者等の長期治療通院が必要な病気又は遠隔地への通勤、通学等の理由により、その通院又は通勤等に長時間を有する場合に、その通院又は通勤等に便のよい住宅への入居を希望するとき。
- (6) 他の住宅に住む要介護・看護状態等となった親族の介護・看護等のため、当

該親族と同じ団地の住宅への入居を希望するとき。又は、要介護・看護状態等となった親族の介護・看護等のため、当該親族宅の近郊にある団地の住宅への入居を希望するとき。

- (7) 要介護・看護状態等となり親族の介護・看護等を受ける必要があり、当該親族と同じ団地の住宅への入居を希望するとき。又は、要介護・看護状態等となり親族の介護・看護等を受ける必要があるため、当該親族宅の近郊にある団地の住宅への入居を希望するとき。
- (8) 特定目的住宅(A)への入居資格要件を満たす者(入居者等の状況の変化により要件を満たすこととなった者を含む。)が、現入居住宅から当該特定目的住宅への入居を希望するとき。
- (9) 特定目的住宅(A)の入居者で当該住宅への入居資格を喪失した者が引き続き県営住宅での居住を希望するとき。又は、要介護・看護状態等となり親族の介護・看護等を受ける必要があるため、当該親族宅の近郊にある団地の住宅への入居を希望するとき。
- (10) 心因性による疾患により、現入居住宅の団地内の他の入居者等と円満な共同生活を営むことが困難となった者について、現在の住まいを替えることが本人の疾患の改善に寄与すると認められる場合であって、他の住宅への入居を希望するとき。
- (11) 他の入居者等からの迷惑行為により、円満な共同生活を営むことが困難となった者について、現在の住まいを替えることが本人の安全等の確保に資すると認められる場合であって、他の住宅への入居を希望するとき。
- (12) 心因性による疾患により、親族のサポートを受けるため、当該親族と同じ団地の住宅又は当該親族宅の近郊にある団地の住宅への入居を希望するとき。
- (13) 心因性疾患のある親族のサポートのため、当該親族と同じ団地の住宅又は当該親族宅の近郊にある団地の住宅への入居を希望するとき。
- (14) その他地方局長が他の住宅への住替えが適当と認める場合。

2 前項の規定は、他の公営住宅の入居者が住宅へ住替える場合に準用する。ただし、他の都道府県又は市区町村の公営住宅から、本県の県営住宅に住み替えようとする場合は、条例第5条に規定する入居者資格を具備する者でなければならない。

3 地方局長は、第1項第9号に規定する入居資格要件を喪失するおそれのある入居者がいる場合は、あらかじめ当該入居者に対し住替えの入居申込みを指導するものとし、入居申込みがあった場合は、第6条第6項の規定にかかわらず、原則として同団地の現入居住宅の建設年度と同程度の住宅に優先的に入居させることができる。

(特定入居による住替え)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず住替えを希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、地方局長は、緊急性、当該住宅への応募状況等を勘案して公募の入居に著しい支障がない範囲で特定入居させることができる。ただし、条例第5条に規定する入居者資格を具備する者でなければならない。なお、家賃の滞納がないことを住替えの要件にはしていないものの、住替えをしようとする際に家賃の滞

納がある場合は、真にやむを得ない事情と認められる場合を除き、当該滞納者に対しその解消に努めるよう指導すること。

- (1) 60 m²以上の住宅に住む単身入居者が、同一団地内の同等の建設年度の住宅であって、現入居住宅より住戸専用面積が小さくかつ部屋数の少ない住宅への入居を希望するとき。
- (2) 2階以上の住宅に入居している入居者等が、加齢又は病気等により日常生活を送るうえで身体機能上の著しい制限を受け、将来にわたって現入居住宅で生活することが著しく困難と認められる場合であって、同一団地内の1階若しくはエレベーターが設置されている住棟の住宅への入居を希望するとき。
- (3) 前条第1項第10号から第13号に該当する者について、本人又は他の入居者等の日常生活に著しい支障が生じている場合であって、公募の入居に著しい支障がない範囲の入居希望者の入居を阻害しない住宅への入居を希望するとき。
(ただし、関係機関(警察や福祉部局等)との連携を図っているものの、その解決に時間を要しており、迅速に住まいを替える必要があると認められる場合に限る。)
- (4) 住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となるとき。ただし、双方が前条第1項各号又は前3号のいずれかに該当する場合に限る。
- (5) 別表1(ロ)欄に掲げる心身障害者のうち身体障害者に該当する者が、将来にわたって現入居住宅で生活することが著しく困難と認められる場合であって、1階又はエレベーターの設置されている住棟の住宅への入居を希望するとき。
- (6) 別表1(ロ)欄に掲げる心身障害者が、通院又は通勤等に長時間を要する場合に、その通院又は通勤等に便のよい住宅への入居を希望するとき。

(特定入居)

第10条 現に県営住宅に居住している者以外で条例第4条の規定により、公募を行わず入居させることが適当と認められる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、すみやかに居住の安定を図ることが必要と認められる者とする。

- (1) 火災による全焼又はその他知事の指定する災害による住宅の滅失。
- (2) 県営住宅整備事業(県と他の事業主体が連携して行う建替事業を含む。)に伴う住宅の除却又は県の実施する公共事業に伴う不良住宅の撤去。
- (3) 条例第4条第3号又は第4号に該当する場合。

(住替え手続等)

第11条 第8条又は第9条若しくは第10条の規定に基づき入居申込みを行う者は、規則第2条の入居申込書に、第4条第1項に規定する書面のほか、申込事由に応じて必要な書面を添付するものとする。

- 2 住替えの許可を受けた者は、条例等に基づき、すみやかに住替え後の住宅への入居手続及び現入居住宅の明渡し手続等を行わなければならない。

(修繕費用の負担及びその合意形成)

第 12 条 第 6 条第 5 項の規定による誓約書・承諾書（様式第 6 号）は、第 8 条又は第 9 条の規定により住替える場合のほか、条例第 17 条第 8 項の規定により入居の承継の承認を申請しようとする場合、条例第 8 条第 1 項第 1 号の規定による入居の手続きをしようとする場合に提出させるものとする。

2 第 8 条又は第 9 条の規定により住替える場合、現入居住宅の退去時の修繕については、条例第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

（入居通算期間）

第 13 条 第 8 条又は第 9 条若しくは第 10 条の規定に基づき入居した場合、入居の期間は、最初に県営住宅に入居した日から通算するものとする。

（暴力団排除）

第 14 条 第 4 条第 1 項に規定する入居申込みを行う者は、規則第 2 条に定める入居申込書に「誓約書・同意書」（様式第 3 号）を、規則第 11 条の 2 第 1 項に定める同居承認申請書の提出を行う者は、「誓約書・同意書」（様式第 4 号）を、同条第 3 項に定める入居承継承認申請書の提出を行う者は、「誓約書・同意書」（様式第 5 号）を添付するものとする。

（特定目的住宅（A）入居者による誓約書・承諾書）

第 15 条 第 6 条第 5 項後段なお書きの規定による誓約書・承諾書（様式第 7 号）については、第 8 条又は第 9 条の規定により現入居住宅から特定目的住宅（A）へ住替える場合のほか、特定目的住宅（A）において条例第 17 条第 8 項の規定により入居の承継の承認を申請しようとする場合にも提出させるものとする。

（単身入居申込者等による所有権放棄に係る同意書）

第 16 条 単身入居申込者に対しては「所有権放棄に係る同意書」（様式第 9 号）の内容及び提出は任意である旨について説明し、同意を得られた場合には提出させるものとする。

2 前項の同意書については、入居後に単身となった者又は入居中の単身者に対して、前項による説明及び同意を得られた場合には提出させることができる。

別表1 入居優遇世帯

(イ) 世帯区分	(ロ) 要件	(ハ) 確認書類等
老人世帯	60 歳以上の老人がいる世帯	
心身障害者世帯	次の心身障害者がいる世帯 ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者（1 級から 4 級） ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者（1、2 級） ・知的障害者福祉法に基づく知的障害者（重度、中度）	・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・単身入居の入居者資格認定のための申立書（入居申込時の本人との面談等により自活できることが明らかである場合は省略できる。）
ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所等に関する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等を含む世帯	・国立ハンセン病療養所等の長の証明書
子育て世帯	18 歳未満の子がいる世帯	
若者夫婦世帯	夫婦のみであり、いずれかが 39 歳以下の世帯 ※事実上婚姻の関係と同様の事情にある 2 者を含む。（異性カップル・同性カップルであるかを問わない。）	
母子又は父子世帯	母子又は父子家庭の世帯	・母子（父子）家庭医療費受給者証又は児童扶養手当受給証明書 等
多子世帯	18 歳未満の子供が 3 人以上いる世帯	
大家族世帯	入居者が 5 人以上の世帯（年齢は問わない）	
DV 被害者世帯	DV 被害者世帯（配偶者からの暴力被害者世帯）	・「配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号に基づく一時保護」、「女性自立支援施設における保護」又は「母子生活支援施設における保護」が終了した日から起算して 5 年を経過していないことが分かる書面 ・「配偶者暴力防止等第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないことがわかる書面 ・女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者

		の保護に関する証明書」 （※配偶者暴力相談支援センターが発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類についても、この証明書と同様に取り扱うことができる。） ・「配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町における配偶者暴力相談支援担当部署）」、「行政機関」又は「関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体」が発行した証明書
災害被災者世帯	災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯 （ 上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む。 ）	・罹災証明書等
犯罪被害者等世帯	次の犯罪被害に該当する世帯 ・犯罪により主たる収入者が亡くなった ・犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難 ・現在居住している住宅で重要犯罪（殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつ）が行われた ・ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができなくなった	・被害状況等申告書 ・同意書

別表2 特定目的住宅（A）

(イ) 住宅区分	(ロ) 入居可能世帯	(ハ) 確認書類等
車椅子用住宅	次のいずれかに該当する者のいる世帯 なお、次のいずれにも該当しなくなった場合、入居資格は喪失する。 ・両下肢、体幹、もしくは移動機能等の障害の程度が4級以上で、現に車椅子を使用する必要がある者 ・身体の機能の障害を重複して有し、現に車椅子の使用が必要な者	・身体障害者手帳 等
子育て世帯用住宅	次に該当する世帯 ・18歳未満の子がいる世帯 （ただし、子（末子）が18歳に達した後、最初の4月1日が到来した時点で、入居資格は喪失する。）	・別表4「入居案内時（資格審査用）に必要な書類」にある世帯全員の住民票

※特定目的住宅（A）へ入居した者で、入居資格を喪失した場合における住宅の明渡し、及び住替えについては、一定の所要期間を認めることとする。

別表3 型別供給団地

地方局 土木事務所	団地名	型別	建設 年度	住戸専用 床面積 (㎡)	戸数	備考
東予地方局 建設部	川之江団地	1LDK	15	43.4	5	
		2DK		56.1	15	
		3LDK		71.7	10	
	多喜浜第2 団地	2DK	11～12	56.3	9	
		3LDK		70.5	21	
	磯浦団地	1LDK	15	43.4	5	
		2DK		56.1	15	
		3LDK		71.7	10	
今治 土木事務所	松木団地	2DK	9	54.9～58.9	8	
		2LDK		65.4	8	
		3DK		70.9	20	
	桜井団地	2DK	12	55.4	18	
		2LDK		71.2	1	車椅子用住宅
		3LDK		71.2	35	
中予地方局 建設部	吟松団地	2DK	58～59	54.9	4	
		3DK		69.1～72.0	89	
		4DK		83.4	4	
	久米団地	2LDK	60～61	54.3	21	
		3DK		67.2～70.2	81	
	三町団地	2LDK	62～63	58.6	16	
		3DK		66.7～67.8	120	
	牛渕団地	2DK	44～46	33.1～37.3	120	
		3DK	11～13	42.8	72	
		3DK		56.3～63.5	220	
		2DK		55.6	23	
		2DK		55.6	14	
		2LDK		67.3	7	
		2LDK		71.6	3	車椅子用住宅
		3LDK		71.6	99	
		4LDK		79.0	4	
	天神梅の本 団地	2DK	14	55.4	24	
		2LDK		71.2	1	車椅子用住宅
		3LDK		71.2	35	
	石井団地	2(D)K	37～39	33.3～37.4	120	
		1LDK	14	43.9	12	
		2DK		54.5	44	
		2LDK		69.3	1	車椅子用住宅
	朝美団地	3LDK	18	69.3	27	
		1LDK		43.2	12	
		2DK		55.7	24	
		2LDK		76.3	1	車椅子用住宅
	砥部団地	3LDK	20～28	71.2	23	
		1LDK		40.0～40.5	60	
		2DK		53.9～54.5	110	
		2LDK		70.9	4	車椅子用住宅
		3LDK		67.2～67.4	74	
八幡浜 土木事務所	白浜団地	2DK	12	55.9	5	
		3LDK		70.1	25	
南予地方局 建設部	明倫団地	1LDK	19～20	44.4	5	
		2DK		57.5	20	
		3LDK		71.8	10	
	伊吹北団地	2(L)DK	13	56.3～59.4	6	
		3LDK		70.4～71.5	24	

別表4 入居案内時（資格審査用）に必要な書類

区分	必要書類		備考
全員	現住所略図		・住宅地図のコピー貼付けで可
	入居予定者全員及び別居の扶養親族全員の世帯全員の住民票		・続柄の記載のあるもの
	市町村長発行の所得（課税）証明書 （最新年に係るもの）		・学生（勤労者除く）を除く16歳以上の者全員分 （所得額の記載のある生活保護受給証明書を提出する生活保護世帯は不要）
	その他、申込時点での収入を証明するもの （※）	給与所得者	・概ね1月～5月の申込：前年の源泉徴収票又は勤務先発行の給与支払証明書 ・雇用証明書（就職期間1ヶ月未満の時）
		事業所得者（自営）	・概ね1月～5月の申込：前年の確定申告書（控）の写又は自己申告の収入証明書
		年金受給者	・概ね1月～5月の申込：前年の源泉徴収票又は、年金支払通知書等
		無職の者（専業主婦含む）	・無職・無収入申告書 ・前年1月以降無職になった場合は、職安発行の離職票写又は元勤務先からの退職証明書
同居予定者が婚約者	婚約証明書（又は申立書）		・申込日から3ヶ月以内に挙式又は入籍する場合に限る。
同性間のカップル	（PS 宣誓している場合） 1 PS 宣誓受領証等 （PS 宣誓していない場合） 2 以下（①～③）の全ての書類 ① 事実婚と同様の関係であることの申立て書 ② 戸籍謄本・抄本 ③ 次に掲げるいずれかの書類 (ア) 住民票、(イ) 公正証書、 (ウ) PS 宣誓書（転出前）		(②) 戸籍謄本・抄本について 双方が戸籍上独身であることを確認できるもの。 (③) いずれかの書類 (ア) 住民票 入居申込時に1年以上同居していることが確認できるもの。 (イ) 公正証書 事実上の婚姻と同様の事情にある者である旨の記載があるもの。 (ウ) PS 宣誓書（転出前） 転出前の自治体においてPS 宣誓していたことが確認できる書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書		・60歳未満または昭和31年4月2日以降に生まれた単身世帯の入居資格判定及び減免承認事務、家賃代理納付手続き等に必要な書類
その他	入居資格を証明する書類		・入居資格を確認するために必要な書類 （例）最近離婚成立した母子家庭の戸籍謄本等

（※）概ね6月～12月の申込時は原則不要（無職の者を除く）であるが、前年の1月以降の転職等により前年と収入に変動のある場合は、適宜、1月～5月の申込時同等の必要な書類等を添付

■入居資格自己チェックリスト 1（入居資格）

該当する項目にチェック ☒ をして下さい。

※1 ☐ の全ての要件を満たす必要があります。

※2 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。

※3 優遇入居資格による入居を希望する場合（該当者のみ）は、必ず入居資格自己チェックリスト 2（優遇入居資格）も一緒に提出してください。提出が無い場合は、入居資格審査（許可）時点で、一般入居世帯として案内しますのでご注意ください。

このチェックリストにより入居資格があると申告された方は、入居申込を受付します。抽選会等による補欠入居順位が到来し、入居案内を行う時に、入居資格の本審査を行います。その際には、住民票、所得証明等の入居資格審査用の書類を提出いただき、資格要件を満たした場合のみ、入居を許可することとなりますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

いずれか

☐ 同居親族がいる。（内縁関係に有る方および婚約者を含みます。） ☐ 同居親族はいないが、下記のいずれかの要件を満たしている。 （該当する要件を○で囲んでください。）	・ 60 歳以上
	・ 身体障害者の方（1 級～4 級）
	・ 精神障害者の方（1 級～3 級）
	・ 知的障害者の方（療育手帳の交付を受けうる程度）
	・ 生活保護法に規定する被保護者等
	・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方
	・ ハンセン病療養所入居者 ・ 原子爆弾被爆者の方
	・ 海外引揚者 ・ DV 被害者等
	☐ 入居申込者及び同居親族の収入が収入基準に適合する。（参考）
	☐ 現に住宅に困窮している。 （該当する要件を○で囲んでください。）
・ 民間賃貸住宅居住	
・ 親族の家に居住	
・ その他（詳しく記入して下さい。）	
※持ち家や公営住宅に居住している方は入居資格が有りません。	
☐ 入居申込者及び同居親族は暴力団ではない。	

（参考）所得月額が次の額以下であること

一般世帯	158,000 円／月以下
高齢者・子育て・障害者等（裁量世帯）	214,000 円／月以下

所得月額（本人の年間所得金額＋同居親族の年間所得金額－控除額合計）÷12

控除の種類と控除額

控除の種類	控 除 額	備 考
同居・扶養親族控除	1 人につき 38 万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
老人扶養控除	〃 10 万円	所得税法上の扶養親族で 70 歳以上の方
特定扶養親族控除	〃 25 万円	〃 16～22 歳の方
寡婦控除	〃 27 万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	〃 35 万円※	所得税法上のひとり親の方
障害者（一般）	〃 27 万円	障害者手帳 3～6 級
障害者（特別）	〃 40 万円	障害者手帳 1、2 級
振替基礎控除	〃 10 万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除（寡婦控除は所得が 27 万円未満、ひとり親控除は所得が 35 万円未満及び振替基礎控除は所得が 10 万円未満の時はその額）

注）裁量世帯の区分や各種控除の詳細については、入居申込案内書を十分にお読みの上、記入をして下さい。

■入居資格自己チェックリスト 2（優遇入居資格）

該当する項目にチェック ☒ を記入して下さい。

※1 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。（該当者・希望者のみ）

※2 優遇入居資格のうち、60 歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在で判定のうえ、ご記入ください。

このチェックリストにより、優遇入居資格があると申告された方は、入居案内を優遇入居ルールに基づき行ないます。

ただし、入居案内時の入居資格の本審査において、優遇入居資格を証明する書類を提出いただき、優遇入居資格が無いことが判明した場合は、優遇入居の案内を取り消し一般世帯としての入居案内に変更する場合がありますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

（特定目的住宅 A への優遇入居資格）

☐ 車椅子用住宅（次のいずれかに該当する方がいる世帯）

☐ 両下肢、体幹、もしくは移動機能等の障害の程度が 4 級以上で、現に車椅子を使用する必要がある方

☐ 身体の機能の障害を重複して有し、現に車椅子の使用が必要な方

☐ 子育て世帯用住宅（次に該当する世帯）

・ 18 歳未満の子がいる世帯

（入居継続可能期間：子（末子）が 18 歳に達した後、最初の 4 月 1 日が到来するまで）

（特定目的住宅 B への優遇入居資格）

☐ 60 歳以上の方がいる世帯（老人世帯）

☐ 次のいずれかの心身障害者がいる世帯（心身障害者世帯）

・ 身体障害者福祉法に基づく身体障害者（1 級から 4 級）

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者（1、2 級）

・ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者（重度、中度）

☐ ハンセン病療養所入所者等世帯

☐ 18 歳未満の子がいる世帯（子育て世帯）

☐ 夫婦のみであり、いずれかが 39 歳以下の世帯（若年夫婦世帯）

☐ 母子又は父子家庭の世帯（母子世帯又は父子世帯）

☐ 18 歳未満の子供が 3 人以上いる世帯（多子世帯）

☐ DV 被害者世帯

☐ 入居者が 5 人以上の世帯（大家族世帯）

☐ 災害被災者世帯

災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯（上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む。）

☐ 次の犯罪被害に該当する世帯（犯罪被害者等世帯）

・ 犯罪により主たる収入者が亡くなった

・ 犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難

・ 現在居住している住宅で重要犯罪（殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつ）が行われた

・ ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができない

県営住宅では、いわゆる住宅弱者を優遇入居世帯として、一般世帯より入居出来やすくなるよう配慮しています。（特定目的住宅）

特定目的住宅には、車椅子用住宅、子育て世帯用住宅、特定の世帯しか入居出来ない条件を付した住宅（特定目的住宅 A）、その他住宅のうち優遇世帯向けの住宅として設定する住宅（特定目的住宅 B）の 2 種類があります。【地方局、土木事務所単位では一部しかない場合があります】

誓約書・同意書

申込者及び同居しようとする親族は、県営住宅の入居申込にあたり、次の事項について誓約・同意します。

- 1 申込者及び同居しようとする親族は現在及び将来にわたって、暴力団員には該当しないことを誓約します。
- 2 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないことの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- 3 入居後において、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

年 月 日

申込者 _____ 印

以下の同居者が上記1～3のことを誓約・同意することに申込者が一切の責任を負います。

申込者 _____ 印

同居者 _____

同居者 _____

同居者 _____

誓約書・同意書

私及び同居しようとする親族は、県営住宅の同居承認申請にあたり、次の事項について誓約・同意します。

- 1 私及び同居しようとする親族は現在及び将来にわたって、暴力団員には該当しないことを誓約します。
- 2 私及び同居しようとする親族が暴力団員でないことの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- 3 入居後において、私又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

年 月 日

新同居人 _____ 印

名義人 _____ 印

以下の同居者が上記1～3のことを誓約・同意することに名義人が一切の責任を負います。

名義人 _____ 印

同居者 _____

同居者 _____

同居者 _____

誓約書・同意書

私及び同居親族は、県営住宅の入居承継承認申請にあたり、次の事項について誓約・同意します。

- 1 私及び同居親族は現在及び将来にわたって、暴力団員には該当しないことを誓約します。
- 2 私及び同居親族が暴力団員でないことの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- 3 入居後において、私又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

年 月 日

新名義人 _____ 印

以下の同居者が上記 1～3 のことを誓約・同意することに新名義人が一切の責任を負います。

新名義人 _____ 印

同居者 _____

同居者 _____

同居者 _____

誓約書・承諾書

私は、県営住宅のしおりの記載内容について説明を受け承諾するとともに、以下の事項を遵守することについて誓約・承諾します。

県営住宅を退去するときは、入居期間や使用状況に応じ、退去者の負担として、次の修繕を行い退去検査を受けること。

- 1 畳表の交換
- 2 フスマ、障子紙の張替
- 3 住宅室内及びその廻りの全般的清掃
- 4 模様替した場合の原状回復（撤去）に要する費用
- 5 退去者の故意・過失による破損部分等の補修復元
- 6 その他、県の指示事項に基づく補修復元等

年 月 日

県営住宅 団地 号棟 号室

氏名

㊞

愛媛県〇〇地方局長 様

誓約書・同意書

私は、入居許可（入居承継承認）された愛媛県営住宅の特定目的住宅へ入居するに当たり、以下の事項を遵守することについて誓約・同意します。

次の 1 から 2 の事項に該当することとなった場合、

- ・住宅を速やかに明け渡すこと。
- ・県営住宅の入居資格を有し、引き続き県営住宅への入居を希望する場合は、公募による住替えを行うこと。

- 1 車椅子用住宅において、次のいずれの者も居住しなくなったとき
 - ・両下肢、体幹、もしくは移動機能等の障害 4 級以上で、現に車椅子を使用する必要がある者
 - ・身体の機能の障害を重複して有し、現に車椅子の使用が必要な者
- 2 子育て世帯用住宅において、世帯員である子(末子)が 18 歳に達した後、最初の 4 月 1 日が到来したとき

年 月 日

県営住宅 団地 号棟 号室

氏名

㊞

愛媛県〇〇地方局長 様

事実婚（パートナーシップ）関係申立書

私達は事実上婚姻の関係と同様の関係にあることを申し立てます。

年 月 日

申立者 住所
氏名

住所
氏名

愛媛県〇〇地方局長 様

所有権放棄に係る同意書

年 月 日

愛媛県〇〇地方局長 様

私が死亡したことを停止条件として、下記住戸（敷地及び共用部を含む）に存する造作・動産等一切の残置物の所有権を放棄し、〇〇地方局長による処分に一切の異議を述べないことに同意します。なお、この同意が入居の条件でないことも確認しました。

記

愛媛県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 県営〇〇団地〇〇号室

住所

氏名

印

様式第9号（裏面）

住戸内動産目録

残置物種別		残置物名	数量	特記事項
一身専属的なもの	位牌			
	遺影			
	遺骨			
	通帳			
	各種免状			
	賞状			
	その他			
レンタル品				
その他				

※「所有権放棄に係る同意書」に署名等いただく時点で住戸内に存する動産のうち、「一身専属的なもの」「レンタル品」について記載してください。

※一身専属的なもの及びレンタル品については、所有権放棄に係る同意をいただいている場合でも、処分をすることができないため、予め記載をお願いしています。特記事項の欄に引取人の氏名・連絡先を可能な範囲で記載してください。

附 則

この指針を、平成 14 年 12 月 27 日に策定する。

この指針を、平成 16 年 4 月 22 日に改訂する。

この指針を、平成 16 年 12 月 10 日に改訂する。

この指針を、平成 18 年 4 月 17 日に改訂する。

この指針を、平成 18 年 5 月 22 日に改訂する。

この指針を、平成 20 年 4 月 1 日に改訂する。

この指針を、平成 23 年 8 月 5 日に改訂する。

この指針を、平成 25 年 12 月 1 日に改訂する。

この指針を、平成 26 年 10 月 1 日に改訂する。

この指針を、平成 27 年 1 月 5 日に改訂する。

この指針を、平成 28 年 4 月 1 日に改訂する。

この指針を、平成 29 年 12 月 11 日に改訂する。

この指針を、令和 3 年 7 月 1 日に改訂する。

この指針を、令和 5 年 3 月 22 日に改訂する。

この指針を、令和 6 年 1 月 25 日に改訂する。

この指針を、令和 6 年 4 月 1 日に改訂する。

この指針を、令和 6 年 6 月 7 日に改訂する。

この指針を、令和 6 年 11 月 12 日に改訂する。

この指針を、令和 7 年 2 月 3 日に改訂する。

この指針を、令和 7 年 4 月 1 日に改訂する。

この指針を、令和 7 年 11 月 20 日に改訂する。

中予地方局特定目的住宅の優先入居取扱要領

1. 特定目的住宅での優先入居対象世帯

・災害被害者	・DV 被害者	・ハンセン病療養所入所者等
・心身障害者	・老人	・母子
・父子	・多子世帯	・犯罪被害者
・子育て世帯	・若者夫婦世帯	・大家族世帯

2. 入居案内順位

あらかじめ設定した特定目的住宅については、優遇世帯を優先する。

ただし、老人世帯等向けに設定した1階住宅を除き、原則として定期補欠入居者募集における優遇世帯以外の入居予定者は、随時補欠入居者募集による優遇世帯に優先して入居決定するものとする。

なお、災害等により、例外として抽選順位によらない場合がある。

《事例》

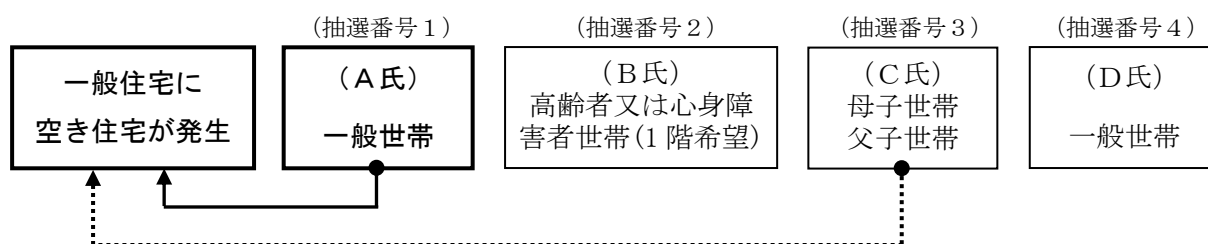
1階部分に空き住宅が発生した場合の案内順位は、抽選順位に係わらず1番に「1階希望世帯」、2番に「高齢者又は心身障害者世帯」、3番に「災害被害者、DV被害者、ハンセン病療養所入所者等、母子世帯、父子世帯、犯罪被害者、子育て世帯、若者夫婦世帯、大家族世帯」、4番目に「一般世帯」の順番で案内する。

また、大家族向住宅は、大家族向住宅に空き住宅が発生した時のみ抽選番号順に案内する。

◆参考事例：入居案内の順位

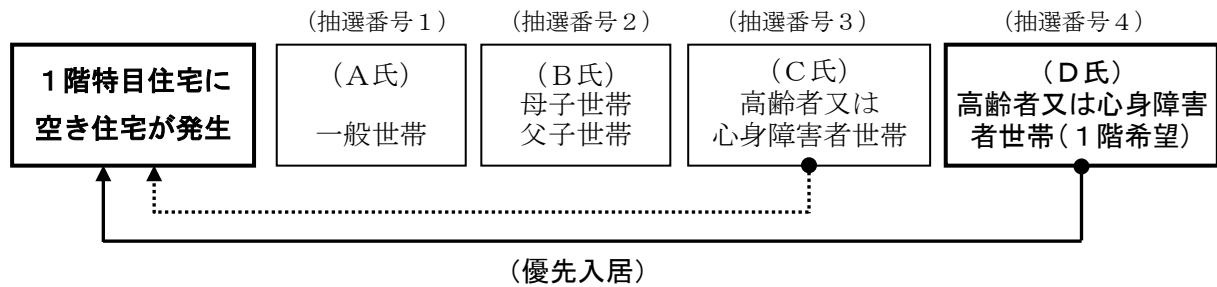
(凡例：←●：第1順位、←……●：第2順位(第1順位の方が辞退した場合))

○一般住宅の入居案内(特定目的住宅、1階住宅及び大家族向け住宅等以外)

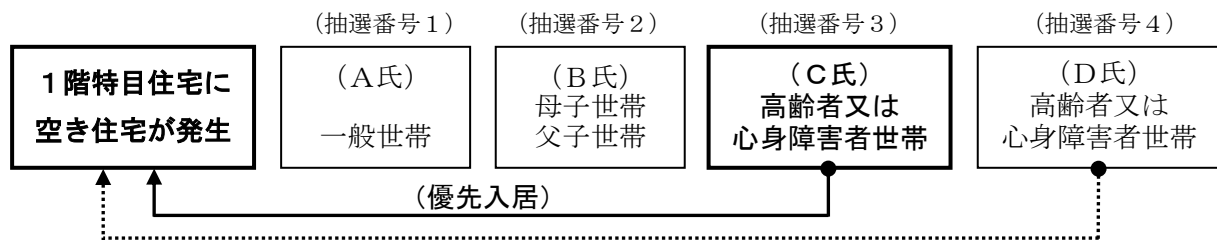


○特定目的住宅の入居案内（1階住宅に空き住宅が発生した場合）

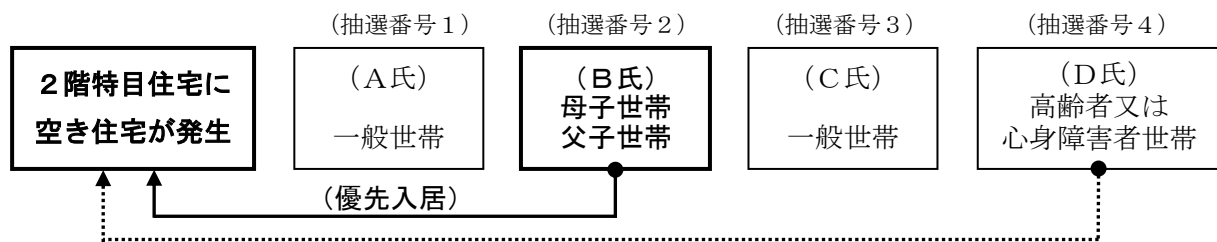
ケース 1－1…高齢者又は心身障害者世帯の1階希望者が申し込んでいる場合



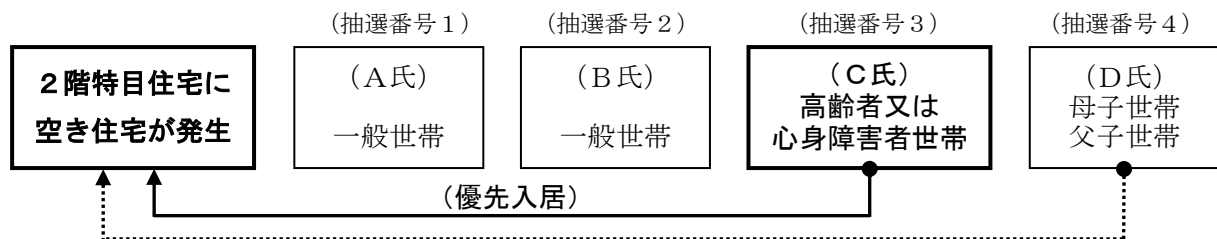
ケース 1－2…高齢者又は心身障害者世帯の1階希望者が申し込んでいない場合



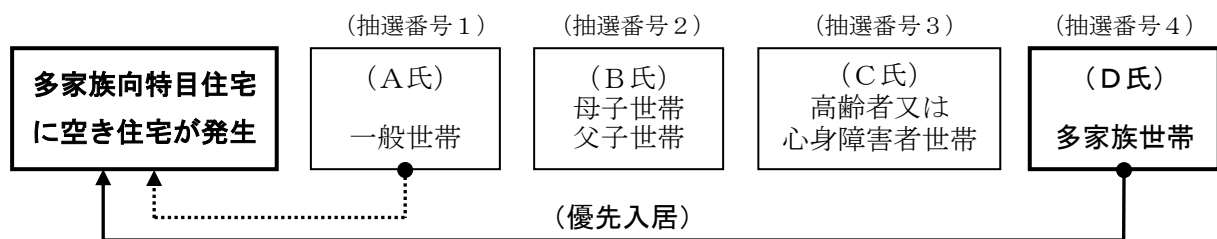
ケース 2－1…1階以外の特定目的住宅の場合



ケース 2－2…1階以外の特定目的住宅の場合



ケース 3…多家族向け住宅の場合



中予地方局県営住宅退去検査実施要領

- 1 退去日の7日前までに次の書類を提出させること。
 - ① 県営住宅退去届出書（修復工事完了後、鍵の返還日が退去日となるのため退去日は空欄）
 - ② 敷金還付請求書（退去日・請求日は空欄、住所は移転先住所）
 - ③ 入居許可証（紛失していれば、入居許可証紛失届）
 - ④ 口座振替申込書兼債権者登録（変更）票※ 修正等用の印鑑持参（認め印で構わない。）
- 2 荷物搬出後、速やかに退去予定者又は代理人の立会いの下、退去検査を行うこと。（日程の調整が必要）
- 3 退去検査により、入居者負担の修復が必要な場合には、完了期限を定めて修復工事を指示すること。（修復工事完了後、鍵の返還日が退去日となり、退去日が月の途中の場合は、その月の家賃は日割計算（100 円未満切捨て）した額となる。口座振替対象者は要注意）
- 4 修復工事が完了したときは、速やかに指示通り修復されていることを確認すること。
修復がされていない場合には、再度、期限を定めて修復を指示すること。
その場合における退去日や敷金還付については、県と協議すること。
- 5 電灯料、水道料、ガス使用料、共益費、便槽のくみ取り料等の精算を確認すること。
- 6 個人で設置されたものは、原則、全て撤去であるが、譲渡物として次の入居者へ譲ることも可能。（有償又は無償）
- 7 ただ、譲渡希望物がある場合、次の入居者が不要とした場合は、退去者が撤去する必要があるので、伝えておくこと。（譲渡のやり取りには介入しないこと）
※ 譲渡対象物：台所湯沸器、浴槽、風呂釜、網戸やカーテンレール等
- 8 退去者に清掃を実施させる。（部屋のみではなく、換気扇、排水口周り、キッチン周りも対象）

県営住宅退去検査における修復検査基準（退去者負担分）

項 目	検 査 基 準
(1) 屋外附帯施設	○「県営住宅の維持、保全及び修繕の費用負担区分基準」の入居者が各々で負担するものに準ずる。
(2) 給水施設	○同上 ○特に給水蛇口（カラン）の漏水に注意
(3) 衛生設備	○同上
(4) 電気設備	○同上 ○特に台所換気扇に注意（スイッチ不良、油よごれ等）
(5) 建築主体 ・ 内壁 ・ たたみ ・ 襖	○同上 ○軽微な補修、特に落書き等に注意 ○入居後３年以上経過したたたみ表は表替えすることを原則とする。ただし、３年未満で退去する際は、経過年数や使用状況等により相応の修復をする。 ○たたみ表を損傷（タバコ等での損傷）している場合は表替え。 ○たたみ表及び縁が摩滅している場合は表替え。 ○破れたフスマは貼り替えることを原則とする。 （使用状況等により奇麗な状態等のものは貼替え不要。） ○入居者の故意又は過失により修繕の必要が生じたものは修復が必要。

※上記修復工事以外で、経年劣化等により修繕が必要な箇所は県負担で修繕する。

県への必要な届出及び申請関係一覧表

- (1) 県営住宅の入居申し込みをする場合
「入居資格審査要領」を参照してください。
- (2) 県営住宅を退去する場合
 - ア 県営住宅退去届出書（様式第1号：根拠「愛媛県県営住宅管理条例施行規則」、以下「施行規則」という。）
 - イ 敷金還付請求書
 - ウ 入居許可証（紛失している場合は届出が必要です。）
 - エ 県営住宅貸付料納入通知書（家賃帳：口座振替の場合は必要ありません。）
 - オ 印鑑
- (3) 名義人を除く入居者（同居者）に出生、死亡、転出等の異動があった場合
 - ア 入居者異動届（様式第2号）
 - イ 異動後の住民票（世帯全員）
- (4) 親族を同居させる場合
 - ア 県営住宅同居承認申請書（様式第3号：根拠「施行規則」）
 - イ 親族であることがわかる戸籍謄本等
 - ウ 同居させる者の住民票
 - エ 所得証明書
- (5) 名義人が死亡もしくは転出し、同居者が引き続き県営住宅に入居する場合
 - ア 県営住宅入居承継承認申請書（様式第4号：根拠「施行規則」）
 - イ 戸籍謄本
 - ウ 県営住宅入居引継届出書
 - エ 現入居者全員の住民票
 - オ 異動後の住民票
 - カ 県営住宅使用請書（以下「請書」という。）（様式第5号：根拠「施行規則」）
 - キ 県営住宅貸付料納入通知書（家賃帳）
※ 口座振替の場合は必要ありません。
 - ク 入居許可証
※ 名義人死亡による名義変更の場合には県営住宅入居引継届出書は不要です。
- (6) 緊急連絡先を変更する場合
 - ア 緊急連絡先請書記載事項変更届出書（様式第6号）
- (7) 県営住宅を、増築・模様替え・用途変更する場合
 - ア 県営住宅用途一部変更（模様替・増築）承認申請書（様式第7号：根拠「施行規則」）
 - イ 増築等工事平面図
 - ウ 誓約書
 - エ 工事完成届出書（様式第8号：根拠「施行規則」）
- (8) 県営住宅を、入居者全員が15日以上長期にわたって留守にする場合
 - ア 県営住宅長期不在届出書（様式第9号）
- (9) 家賃減免を申請する場合
 - ア 家賃減免等申請書（様式第10号：根拠「愛媛県県営住宅の家賃の減免等

に関する事務取扱要領」)

イ 非課税証明書(市町村長発行)＝市町村民税非課税世帯の場合

あるいは退職証明書又は離職票のコピー＝退職等により収入が著しく減少した場合

ウ 県営住宅貸付料納入通知書(家賃帳)

様式第 1 号

県 営 住 宅 退 去 届 出 書

年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

県営住宅 団地 棟 号

氏 名 印

1. 退 去 日 年 月 日

2. 退 去 理 由

3. 移 転 先
(住 所)

(電話番号)

様式第2号

入居者異動届

年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

申請者 氏名 印

下記のとおり入居者世帯に異動がありましたのでお届けします。

団地名		棟	号	
氏名	続柄	生年月日	異動年月日	異動の理由

(添付書類)

- ・現入居者全員の住民票
- ・転出の場合には転出者の除住民票及び現入居者全員の住民票

上記のとおり相違ありません。

様式第3号

県営住宅同居承認申請書

年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

県営住宅 団地 棟 第 号

氏 名 印

	住 所	氏 名	生年月日	入居者 との関係	年間収入額
同居をしようとする者					
同 居 予定期間					
同居の理由					

(注意)

- ・親族であることの証明ができる戸籍謄本を添付のこと。
- ・入居する方の所得証明書を添付すること。

県営住宅入居承継承認申請書 年 月 日 愛媛県中予地方局長 様 申請者 県営住宅 団地 棟 第 号 氏名 年 月 日生 印 入居者との関係 (同居年月日 . .)				
入居名義人氏名				
入居承継年月日	年 月 日			
入居承継者と 引き続き同居 する者	氏 名	生年月日	入居承継者との関係	同居年月日
入居を承継する 理由				

様式第5号（第4条関係） 愛媛県県営住宅使用請書
(表)

愛媛県県営住宅使用請書											
年 月 日											
愛媛県中予地方局長 様											
使 用 者		住 所 〒 ふりがな 氏 名 印									
使用者は、下記県営住宅に入居するに当たり、次に掲げる事項を始めとする公営住宅に関する法令、愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）及び愛媛県県営住宅管理条例施行規則（昭和35年愛媛県規則第19号）並びにこれらの規定に基づく管理上の指示を遵守します。 (1) 家賃は、毎月末日までにその月分を納付し、滞納することがないようにすること。 (2) 裏面記載の県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用を負担すること。 (3) 県営住宅又は共同施設は、その使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において、維持すること。 (4) 自己の責めに帰すべき事由によつて県営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に回復し、又は損害を賠償すること。 (5) 周辺の生活環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為は、しないこと。 万一使用者が家賃を滞納した場合は、緊急連絡先の欄に記載されている者に家賃の滞納の事実を告げられても異議ありません。											
緊急連絡先	ふ り が な 氏 名										
	住 所	〒									
	生 年 月 日										
	電 話 番 号										
	使用者との関係										
備考1 県営住宅の管理上、緊急の必要があると認めるときは、緊急連絡先の欄に記載されている者に連絡し、使用者に関する情報の提供を求めることがあります。 2 使用者が家賃を滞納した場合には、緊急連絡先の欄に記載されている者を經由して家賃を請求することがあります。ただし、緊急連絡先の欄に記載されている者に対して家賃を請求することはありません。 記 <table><tr><td>県営住宅の所在地</td><td>県営住宅の名称等</td><td>団地 第 号</td></tr><tr><td>県営住宅の構造</td><td>延べ面積</td><td>平方メートル</td></tr><tr><td>家賃 1月</td><td>円</td><td></td></tr></table>			県営住宅の所在地	県営住宅の名称等	団地 第 号	県営住宅の構造	延べ面積	平方メートル	家賃 1月	円	
県営住宅の所在地	県営住宅の名称等	団地 第 号									
県営住宅の構造	延べ面積	平方メートル									
家賃 1月	円										

注 緊急連絡先の欄の記載を要しない場合は、不要の文字を抹消すること。

(裏)

県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

- 1 使用者が入居中の県営住宅及び共同施設の修繕費用は、次の表の左欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる修繕内容の区分に応じ、同表の右欄に○印がある者が負担する。

施設	修 繕 内 容	負担区分	
		使用者	団地
県 営 住 宅	1 畳表及び畳縁の交換	○	
	2 内壁及び壁紙の軽微な修理、塗替え等	○	
	3 ガラスの取替え並びにふすま、戸ぶすま、障子及び網戸の張替え	○	
	4 建具の軽微な修理	○	
	5 給排水設備に係る消耗品の交換及び軽微な修理（6に該当するものを除く。）	○	
	6 給排水設備に係る消耗品の交換及び軽微な修理（共同水栓及び散水栓に係るものに限る。）		○
	7 電気設備に係る消耗品の交換（8に該当するものを除く。）	○	
	8 電気設備に係る消耗品の交換（共用部分に係るものに限る。）		○
共 同 施 設	9 集会所に係る修繕のうち、1から8までに掲げるもの		○
	10 公園、遊具等の保全、軽微な修復及び整地		○
	11 樹木の消毒及び施肥、小さな樹木の伐採及びせん定並びに草刈り		○
	12 集会所、公園、汚水処理施設その他共同施設の清掃、維持管理及び消耗品の交換		○

備考 この表において「団地」とは、団地の入居者全員をいう。

- 2 使用者は、県営住宅から退去する際、使用期間にかかわらず、当該県営住宅の畳表の交換、ふすま及び障子の張替え並びに室内及び周辺の清掃を使用者の負担において実施する。
- 3 2に規定するもののほか、使用者は、県営住宅から退去する際、当該県営住宅の原状回復に要する費用を負担する。

様式第 6 号

緊急連絡先請書記載事項変更届出書

年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

団地 第 号

入居者

氏名

㊞

変更があった事項	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 記名押印に代えて署名することができる。

県営住宅用途一部変更(模様替・増築)承認申請書

年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

県営住宅 団地 棟 号
氏名 印

工事種別	用途一部変更、模様替、増築 (該当するものに○印を付けること。)		
申請内容	申請部分	申請以外の部分	構 造 の 概 要
	平方メートル	平方メートル	
工事予定期間			
工事費概算額			
申請の目的、理由			
退去の場合における措置			

注 記名押印に代えて署名することができる。

工 事 完 成 届 出 書

年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

県営住宅
 団地
 棟
 号
 氏 名
 印

承認年月日	年 月 日
承認番号	中建築 第 号
工事種別	用途一部変更、模様替、手摺設置、段差解消 その他() (該当のものに○印を付けること。)
工事完成年月日	年 月 日

県営住宅長期不在届出書

年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

氏名 印

団 地 名	団地	棟	号
不在期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
連 絡 先		電話	
理 由			

様式第 10 号

家 賃 減 免 等 申 請 書										
愛媛県中予地方局長 様										
住所 申請者 氏名 電話番号										
年 月 日										
印										
申請区分		☐ 家 賃 減 免 ☐ 敷 金 猶 予 ☐ 敷 金 減 免			団 地 名					
(該当する□の 中にレ印を付 けること。)					住 宅 番 号					
					入居許可日		年 月 日			
家 賃	月 額	円			納 付 状 況		年 月分まで完納			
	減免を希望 する期間	年 月 日から 年 月 日まで			※減免額		円			
敷 金	猶 予	敷金額	円			※猶予額	円			
		希望す る期間	年 月 日から 年 月 日まで							
	減 免	猶予額	円			※滞納家賃等	円			
		退 去 予定日	年 月 日			※ 減免額	円			
入居している (する) 家族の 状況		申込者との続柄	氏名	年齢	勤務事業所名	収入	備考 (別居中 の者は、別居 先を記入)			
		本 人								
		合計	人			入居する家族 以外の扶養家 族名	() 歳			
		扶養家族	人				() 歳			
		収入合計	円				() 歳			
申請の理由 できるだけ詳しく 書いて下さい。							※ 審 査			
							実態調査			
							判 定			
注 1 不要な文字は、抹消すること。 注 2 ※印のある箇所は、記入しないこと。 注 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 14 条の規定による住宅扶助を受けている世帯にあ っては、住宅扶助の証明書 (2) 市町村民税非課税世帯にあつては、市町村民税非課税証明書 (3) 市町村民税非課税世帯 (見込み) にあつては、離職証明書、給与証明書、医療支払明細書又は 直近の市町村民税課税証明書等										

愛媛県県営住宅等における同居親族等事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、愛媛県県営住宅管理条例（以下「条例」という。）及び愛媛県県営住宅管理条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく県営住宅又は特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）における同居する親族等に係る事務について必要な事項を定めることにより、住宅管理の適正な運営を図ることを目的とする。

（親族等の範囲）

第2条 条例第5条第2号、第4号、第17条第6項並びに第23条の12第2号及び第4号に定める親族等の範囲は、入居申込者または入居者との関係において、それぞれ次の各号に掲げるところによることとし、規則及び各種要綱等においても同様に扱う。

（1）親族

ア 民法第725条に定める親族及び民法第727条に定める縁組により親族関係となった者

イ 入居申込者または入居者を里親とする、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童であって、その証明書等を提出する者

（2）事実上婚姻の関係と同様の事情にある者

ア 異性間のカップルのうち、現に婚姻をしていないが、住民票において「夫（未届）」または「妻（未届）」と表記されている者

イ 同性間のカップルのうち、事実上婚姻の関係と同様の事情にある者として愛媛県知事、入居しようとする県営住宅等が存する自治体の長または入居しようとする県営住宅等が存する自治体とパートナーシップ宣誓制度等の相互利用に関する協定を締結している自治体の長が定める者であって、かつ、その証明書等を提出する者

ウ 上記イに該当しない同性間のカップルであって、事実上婚姻の関係と同様の事情にあるとして、次に掲げるすべての書類を提出する者

（ア）事実上婚姻の関係と同様の事情にある者であることの申立書

（イ）双方が戸籍上独身であることを証する書類（戸籍謄本又は戸籍抄本）

（ウ）次に掲げるいずれかの書類

① 入居申込時に1年以上同居していることを証する書類（住民票）

② 事実上婚姻の関係と同様の事情にある者であることを確認できる公正証書

③ 転出前に居住していた市町村の自治体の長が定める者であったことを確認できる書類（パートナーシップ宣誓書等）

（3）婚姻の予約者

ア 現に婚姻をしていないが、3か月以内に結婚する予定であり、婚約証明書又は婚約申立書を提出する者

（同居承認）

第3条 条例第17条第6項に定める「入居の際に同居した親族以外の者」とは第2条第1項各号に掲げる者（以下「親族等」という。）をいう。

- 2 地方局長は前項に該当する者について、規則第 11 条の 2 第 2 項各号に掲げる不承認要件に該当する場合（収入基準を超過する場合又は明渡事由に該当する場合）を除き、その同居を承認することができる。
- 3 地方局長は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず同居を承認することができる。
 - (1) 要介護・看護状態等となった親族の介護・看護等のため、当該親族が住む住宅へ同居することが必要である者
 - (2) 婚姻又は養子縁組等により、親族等に該当することとなった者
 - (3) その他地方局長が同居させることが必要であると認める者

（入居承継承認）

第 4 条 条例第 17 条第 8 項及び第 9 項に規定する入居承継承認のうち、規則第 11 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する「配偶者」は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号に定める親族のうち、配偶者
 - (2) 第 2 条第 1 項第 2 号に定める事実上婚姻の関係と同様の事情にある者
 - (3) 第 2 条第 1 項第 3 号に定める婚姻の予約者
- 2 規則第 11 条の 2 第 4 項第 3 号に規定する「特に居住の安定を図る必要があると認められる者」は、次のいずれかに掲げる者とする。
- (1) 規則第 1 条の 2 第 3 号から第 8 号に該当する者のうち、社会通念上やむを得ない事情があり、引き続き当該県営住宅に入居することが適当であると認められる者
 - (2) その他地方局長が必要と認める者

（収入認定）

第 5 条 条例第 9 条の 2 に規定する収入認定については、第 2 条に規定する同居親族等の定義によらず、前年の所得金額に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書に基づき行うものとする。

（敷金還付）

第 6 条 入居者が死亡した場合の敷金還付については、第 2 条に規定する同居親族等の定義によらず、入居者の法定相続人に還付するものとする。ただし、法定相続人でない同居親族等に相続する旨の遺言書（公正証書遺言その他法的な効力があるものに限る。以下同じ。）や債権譲渡する旨の書類がある場合はこの限りではない。

- 2 入居者に相続人がいない場合であっても、法定相続人でない同居親族等に敷金を還付する場合は、その旨の遺言書や特別縁故者の認定を必要とする。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領の改正は、令和 6 年 6 月 24 日から施行する。
- 2 なお、第 3 条各号の規定については、施行日前においても適用することができる。

附 則

- 1 この要領の改正は、令和 7 年 2 月 3 日から施行する。



愛媛県イメージアップキャラクター

みきゃん



〒790-0878

愛媛県営住宅管理グループ

松山市勝山町2丁目21-5 久保ビル1階

TEL 089-998-6671 Fax 089-998-6670

令和8年4月 改訂



目次

I 県営住宅とは……………P 2

1. 入居資格等
2. 家賃の算定
3. 収入申告
4. 明渡し努力義務
5. 県から明渡し請求を受ける主なもの

II 各種届出・連絡……………P 3

III 団地生活のルール……………P 5

1. 団地生活の心がけ
2. 住宅使用上の注意
3. 災害防止

IV 家賃の決定……………P 12

1. 家賃の納入
2. 収入超過者及び高額所得者
3. 収入の報告
4. 家賃の減免について

V 住宅、共同施設の修繕……………P 14

1. 愛媛県営住宅管理グループで行うもの
2. 入居者の負担で行っていただくもの

VI 退去の手続き……………P 15

VII 管理人の仕事……………P 16

VIII 別添……………P 17

修繕負担区分表





I 県営住宅とは

県営住宅とは、「公営住宅法」という法律によって国の補助金を受けて県が整備し、住宅に困っている皆さんに低廉な家賃で賃貸する住宅です。従って公団や民間の賃貸住宅と異なり、入居者の申込資格や家賃決定をはじめ、入居し続けるための条件や手続きに様々な制限が定められています。その主なものは次のとおりです。

1 入居資格等

県営住宅に入居できる方は、高齢者や身体障害者等の特定の方を除き、同居親族での入居が原則となっており、加えて、法律で定められた一定の収入の枠内の方に限られています。

2 家賃の算定

県営住宅の家賃は、民間の賃貸住宅と比較してかなり安くなっています。その算定は、入居者の収入に応じ、入居している住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数等の便益を勘案し、毎年度行うこととしています。

3 収入申告

県営住宅の家賃は、入居者の収入を基に毎年度見直しすることとしていますので、入居者の方は、毎年度、収入状況について愛媛県（愛媛県営住宅管理グループ経由）へ申告をしていただく必要があります。この申告がなされない場合は、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額）が課されることとなりますので、愛媛県営住宅管理グループから請求があった場合、必ず申告してください。

4 明渡し努力義務

県営住宅は、住宅に困っておられる低額所得者に対して、安い家賃でお貸しする住宅です。このため、入居後3年を経過している場合、入居者の月割の収入が収入基準を超える方は、住宅を明渡しように努めていただかなければなりません。しかし、いろいろな事情で引っ越し先が見つからない方には、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額）を県に納めていただくこととなります。

5 県から明渡し請求を受ける主なもの

次のような場合は、住宅を明渡ししていただくようになりますから十分ご注意ください。

- 
- (1)入居資格を偽って不正に入居したとき
 - (2)家賃を3ヶ月以上滞納したとき
 - (3)住宅又は共同施設を、故意にき損をしたとき
 - (4)正当な理由がなく15日以上県営住宅を使用しないとき
 - (5)第三者に入居の権利を譲渡したり、あるいは、転貸し、または増改築工事を無断で施工したとき
 - (6)高額所得の入居者

住宅明渡し請求の催告を受け、明渡さないときは、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額）の2倍に相当する額を上限に損害金を支払うことになります。



Ⅱ 各種届出・連絡

次のような事柄が起きたときは、愛媛県営住宅管理グループへ届出してください。届出書類について、愛媛県営住宅管理グループにお電話いただければ、郵送いたします。

内容	必要書類
1. 入居者異動届	○入居者異動届
出生、死亡または転出等により、同居者に異動(変更)があったとき。	(別途揃えて頂く書類) ・出生の場合は世帯全員の住民票 ・転出の場合には転出者の除住民票及び現入居者全員の住民票 (離婚による転出の場合は、離婚したことのわかる戸籍謄本も合わせて必要)
2. 入居承継(名義人変更)申請	○県営住宅入居承継承認申請書
名義人が死亡、離婚その他の理由により退去した場合で、同居家族が引き続き使用する時。	○県営住宅入居許可証(入居時に交付したもの)
	○入居許可証紛失届(紛失時)
	○県営住宅入居引継届出書(死亡の場合は不要)
	○誓約書・同意書
	○愛媛県県営住宅使用請書
	○申立書(保証人が県外の場合)
	(別途揃えて頂く書類) ・元の名義人さんと新しい名義人さんとの関係のわかる戸籍謄本 ・元の名義人さんの住民票

3. 同居承認申請	○県営住宅同居承認申請書
親族を新たに同居させようとするとき(出生を除く)。	○誓約書・同意書 (別途揃えて頂く書類) ・住宅名義人と同居する方が親族であることの証明できる戸籍謄本 ・役所で発行される最新年度の所得証明書(同居する方のもの)
4. 入居許可証書換(名義人氏名変更)	○県営住宅入居許可証書換承認申請
名義人の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。	○県営住宅入居許可証(入居時に交付したもの) ○入居許可証紛失届(紛失時) (別途揃えて頂く書類) ・氏名改姓の内容がわかる戸籍謄本
5. 連帯保証人・緊急連絡先変更	○愛媛県県営住宅使用請書
連帯保証人を緊急連絡先に変更しようとするとき。 緊急連絡先を変更しようとするとき。	
6. 連帯保証人・緊急連絡先 記載事項変更	
連帯保証人・緊急連絡先の住所が変更となったとき。 連帯保証人・緊急連絡先の姓が結婚、養子縁組等により変更となったとき。	・県営住宅管理グループへお問い合わせください。
7. 住宅退去届	○県営住宅退去届出書
住宅を退去するとき。	○敷金還付請求書 ○県営住宅入居許可証(入居時に交付したもの) ○入居許可証紛失届(紛失時) ○口座振替申込書兼債権者登録(変更)票 ○申立書(死亡退去のとき) (別途揃えて頂く書類) *死亡退去のときのみ ・死亡診断書写し ・名義人死亡が確認できる戸籍謄本または除住民票 ・名義人と手続き者の関係のわかる戸籍謄本
8. 長期不在届	○県営住宅長期不在届出書
入居者が正当な理由で県営住宅を引続き15日以上使用しないとき。	
9. 模様替え申請	○県営住宅用途一部変更(模様替、増築)承認申請書
住宅模様替えや増築を行おうとするとき。	○誓約書 ○工事完成届出書(完成後提出)

*各種届出について不明な点がありましたら、県営住宅管理グループまでお問合せください。





Ⅲ 団地生活のルール

1 団地生活の心がけ

団地は、文字どおり共同生活の場であり、周囲の人に迷惑をかけないように、お互い助け合うという気持ちが必要です。住み良い居住環境をつくり、快適な生活を送っていただくため、入居した場合には次の事項を厳守するようお願いします。

(1) 団地自治会への入会

各団地では、入居者の親睦と福祉を目的として自治会を結成し、各種の親睦行事、広報伝達活動、子供会への援助、防犯、共益費の管理等重要な役割を果たしております。ぜひ入会をしてください。

(2) 共益費等の支払い

家賃の他に外灯、汚水処理費、屋外散水費等の共益費が必要で、団地自治会が徴収しております。この徴収の仕事については、今後入居される方にも当番制で順番が廻ってきますので、協力してください。

(3) 団地内大掃除

団地では、年に数回団地内の環境美化のため、大掃除を行っております。ぜひ参加するようにしてください。

(4) 駐車場

県営住宅駐車場は有料となっています。駐車場を利用する場合は、原則として各団地で設置している駐車場管理組合等に参加して、利用申込みしてください。（一部団地を除く。）

(5) 動物の飼育

犬・猫等の動物の飼育は、鳴き声・におい・行動等が、他の入居者に迷惑をかけ、不快感を与える恐れがあるため、認めておりません。入居に際しては親戚などに預けるなどして、団地内では絶対に動物を飼わないでください。

(6) CATV とインターネット（光ケーブル）

○CATV は利用できません。ご了承ください。

○インターネット（光ケーブル）は、入居される住宅により、利用できない場合がありますので、ご了承ください。

(7) その他

○騒音を出さない。

○団地内の美観を保つ。

○廊下・階段などには、物を置かない。

○自治会や駐車場管理組合の決まりは守る。

2 住宅使用上の注意

(1) 水道

○水道の元栓

水道の元栓の位置を確認しておきましょう。

上階から水漏れがあり、上階が留守のときなど緊急の場合は、上階の元栓を締めてください。

○断水

使用中に断水した場合は、ただちに水栓(蛇口)を締めてください。

もし、締め忘れたまま外出すると、通水したときに水が出っ放しとなり、不経済であるとともに、階下に漏水して近隣に迷惑をかけることもあります。

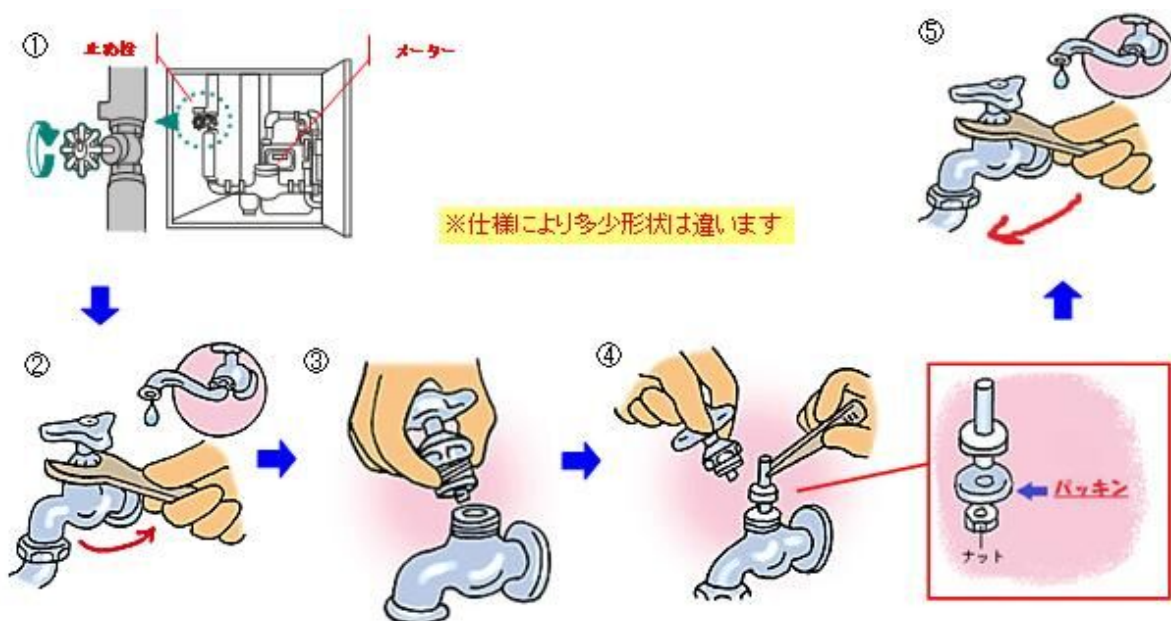
○水栓(蛇口)の使い方、パッキンの取り替え方

蛇口を強く締め過ぎますと、故障の原因となります。

パッキン(市販されています)の取り替えは簡単ですので、自分でできます。

＜パッキンの取り替え方＞

- ①まず、蛇口の頭部をはずす前に、メーターのところにある止め栓のハンドルを矢印の方にまわして水を止める。
- ②スパナなどで蛇口の上部をゆるめる。
- ③蛇口の頭部を回しながら取り外す。
- ④ドライバーやプライヤーなどで、ビスまたはナットをはずし、パッキンを新しいものと取り替える。
- ⑤蛇口の頭部をはめこみ、2～3回まわしてからハンドルをよくしめ、スパナで完全に固定する。





○トイレの水漏れ

トイレの水が止まらなくなった場合は、コインで水栓を締めると水は止まります。

(2) 電気

○安全ブレーカー

電気器具に故障があったり、一定量以上使用すると、つまみが下がって自動的に電気が切れます。この場合は、故障の箇所を直すか、使用器具の数を減らすかして、つまみを上げてください。

○電気器具の使用方法

電気器具は、直接コンセントから使用してください。

タコ足配線は、火災の原因になるのでやめましょう。

コンセント部分の綿ゴミなどは、加熱による火災の原因になるので清掃してください。

(3) ガス

地域によって供給されるガスの種類（熱量）が異なります。確認のうえ種類にあった器具を使用してください。

ガスの使用にあたっては、部屋の換気をよくして、不完全燃焼をしないように十分注意してください。また、揚げ物等の料理中には、絶対にそばを離れないようにしてください。

(4) 玄関

○玄関ドアには自動的に閉じるようにドアクローザーという器具を取りつけたものがありますので、子供が指をはさまないように注意してください。

○中高層住宅では、特に風の強いとき、ドアが風圧で急に締まることがありますので注意してください。

○ドアの鍵は余分がありませんので紛失しないようにしてください。紛失の場合は、ご自身で対応をお願いします。

○玄関の土間は防水していないので、打ち水はしないようにしてください。

○ドアを開けっ放しにするためにクサビなどの詰め物をする、蝶番（ちょうつがい）が変形しドアが閉まらなくなる原因となりますので止めてください。

(5) ベランダ

○植木鉢などは落下すると危険ですので、ベランダ付近には置かないようにしてください。

○ベランダに箱などを置くと、子供が踏台にして転落事故のもとになりますので注意してください。

○ベランダの床は完全防水ではありませんので、多量の水は流さないようにしてください。また、排水口はこまめに掃除をしてください。



- 洗濯物を手摺りにかけたり、突き出して干すことは、団地の美観を損なうばかりでなく、階下の人に迷惑をかけますのでやめてください。
- 隣家との間仕切り板や上下階の避難口は、火災など緊急時の避難通路になりますので、付近に物を置かないようにしてください。
- 県営住宅には、網戸は付いていません。（一部の住宅を除く）

(6) 台所

- ステンレス流し台は傷がつきやすいので、掃除の際には金属製のたわしや磨き粉などは使用しないでください。
- 流し台の目皿のゴミは、こまめに掃除するようにしてください。目皿等を外したままで使用しないでください。排水管がつまる原因になります。
- 固形物や使用済みの油類は、流さないようにしてください。排水管がつまる原因になります。
- 流し台の排水パイプには、ビニール管を使用したものがありますので、熱湯を流さないようにしてください。
- 換気扇は油分が付着しますので、定期的に掃除をしてください。

(7) 浴室

- 県営住宅には、浴槽・風呂釜は付いていません（一部の住宅を除く）。風呂釜は、各住宅によって使用できる型式が異なります。その住宅に合った釜を使用してください。
- 防水している所は浴室だけですので、浴室以外の箇所には水をこぼさないよう特に注意してください。
- 自己の責任による階下への水漏れは、当事者間の話し合いで解決してください。また、水漏れをおこした人の負担で住宅の修繕をしていただきますので、保険に加入することをおすすめします。
- 排水目皿がつまると水があふれ、階下へ漏水することになりますので、定期的に掃除をするようにしてください。
- 浴室は湿気の発生場所ですので、換気が不十分ですと、壁や天井についた水滴からカビが発生したり、浴室戸が腐食します。換気には十分注意してください。

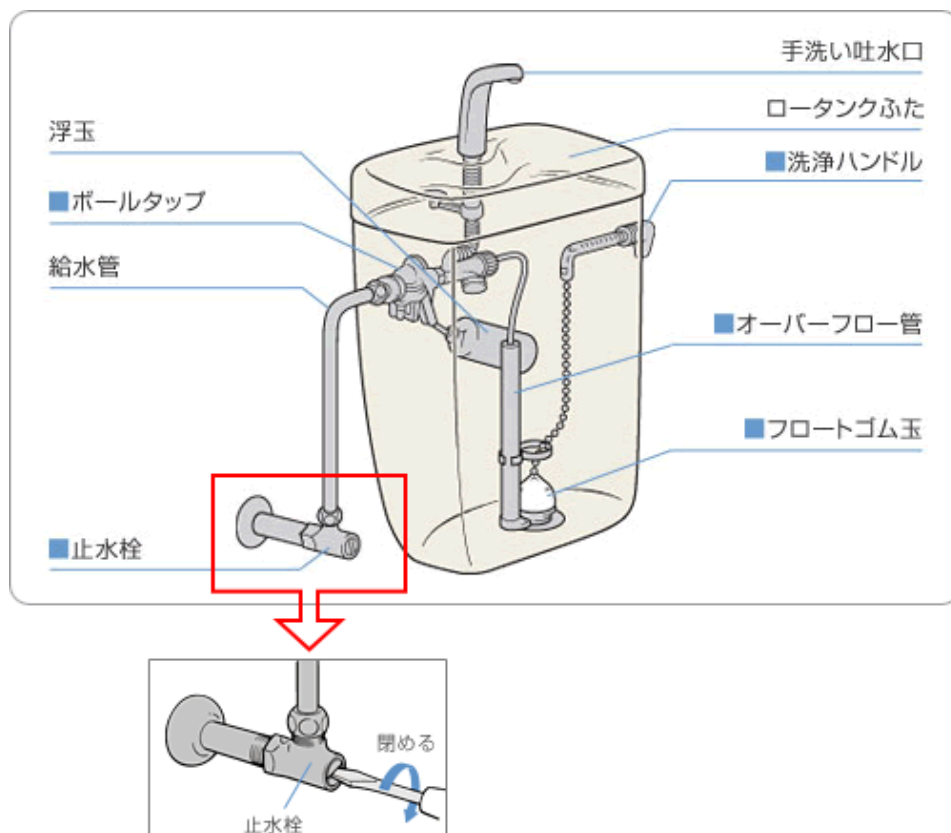
(8) トイレ

水洗式便器の水の出方には 2 種類あります。

○ロータンク方式

タンク内に水をためておき、レバーを操作して流します。ロータンクの上に生花な

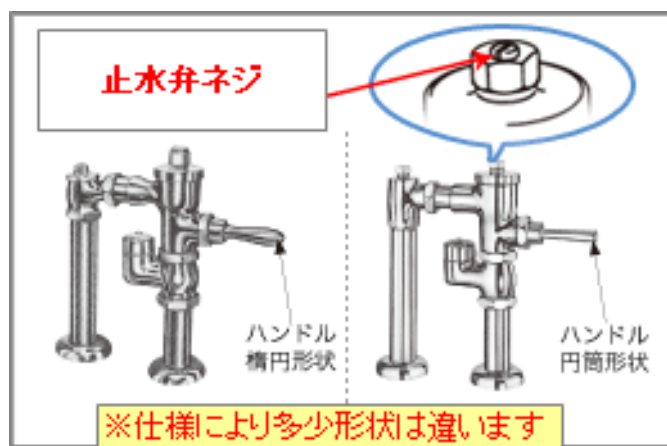
ど置かないようにしてください。洗浄剤の使用もひかえてください。浮きゴミがつかえて、水がとまらなくなることがあります。この場合は、止水栓を止めてふたを開け、ゴミなどを除去するとともにレバー位置を確認してください。



○フラッシュバルブ方式

ハンドルを押すと、約10秒間水が出て洗浄されます。

水が止まらない場合、止水弁のネジを右にまわすと止まります。



○トイレの掃除

トイレの床は防水していませんので、水を流さないようにしてください。また、掃除には中性洗剤を使用してください。

(9) 結露

室内と室外の温度差により、暖かい空気が冷やされて水滴になることを結露といいます。結露をそのままにしておくと、壁・天井にカビが発生し、家具・畳等が腐りやすくなります。

結露を防ぐためには

- 1 室内の換気を十分にしてください。
- 2 水蒸気発生原因となるガスストーブや石油ストーブの過剰な使用は控えてください。
- 3 家具類は、壁から少し離しておいてください。
- 4 壁が濡れてきた場合は、乾いたタオル等でふいてください。そのままですと、汚れやカビ発生の原因になります。
- 5 カビが発生したら、その部分の風通しをよくするようにして、乾燥させてください。

(10) ダニなどの害虫

○初夏から秋にかけて、ダニなどの害虫が発生しやすいので、日頃から室内を清潔にし、こまめに掃除をしてください。

○ダニ等の害虫の駆除は、人居者負担になっていますのでくれぐれも予防に心掛けてください。

○畳やカーペット等の敷物は、ダニなどの温床になりやすいので、ときどき日にあてて干すようにしてください。

(11) テレビアンテナ・エアコン・電話・ガス湯沸かし器等の設置

○テレビアンテナを設置する場合は、住宅に損傷を与えないように設置してください。
(例えば屋上の防水層の損傷等)

○共同アンテナの場合は、室内にある端子を使用してください。

○住宅内にエアコン等を設置する場合は、クーラースリーブを使用してください。



○クーラースリーブのない住宅で、壁に穴をあける場合には、事前（設置前）に、県の承認を得る必要がありますので、注意してください。

○電話を架設する場合は、電話架設用引き込み穴がある住宅は必ずこの穴を利用してください。

○ガス湯沸かし器を設置する場合は、供給されるガスの種類(熱量)にあった器具を使用してください。

3. 災害防止

人命の安全確保や物的被害防止のため、火災や地震などの災害時の通報体制、避難体制を確立し、防火・防災訓練などを実施して、非常の場合に備えてください。また、消火栓、火災報知器、非常警報機、消火器、避難器具などのある団地では、常に設備の位置や取り扱い方を知っておくようにしてください。

(1) 火災

○燃えやすいものをベランダや窓の近くに置かない。

中層や高層の住宅は耐火構造であり、住戸内で火事になっても、基本的には他の住戸に類焼しないような構造になっていますが、ベランダや窓近くに燃えやすいものがあると、これに引火して他の住戸に類焼したり非難できなくなるおそれがあります。

○火災が発生したとき

大きな声で、「火事だ!」と叫び、近所の人に知らせてください。

カーテンなどに燃え広がった時は、煙や炎が部屋から外にでないようにドアや窓をできるだけ締めてから避難してください。

119番通報も忘れずにしてください。

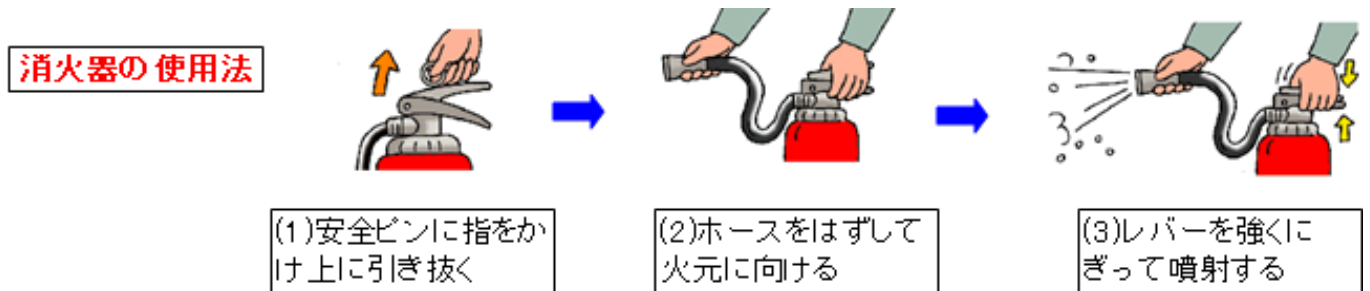
○避難方法

非常の場合に備え、2方向の避難経路が設けられている住宅もあります。日頃から確認するようにしてください。



○消火活動

団地内進入路・通路は、火災時に消防車が活動するため、自動車等は駐車しないことはもちろん障害物を置かないようにしてください。



(2)地震

まず火元を消してください。中高層住宅の場合、上の階ほどゆれは大きくなります。慌てず、まず火元を消して落ち着いて行動してください。

(3)台風

○ベランダなど室外にある物は、取り込みやすくするとともに、不用物は整理しておいてください。

○ベランダの排水口が詰まっていると、大雨のとき雨水があふれて階下に水漏れすることがあるので、掃除しておいてください。



Ⅳ 家賃の決定

1 家賃の納入

(1)納入方法

○納入通知書による納入

住宅使用料(家賃)は、年度の始め(新規入居者については、入居時にお渡しします。)、納入通知書綴を管理人を通じて配布いたしますので、その月分を毎月末日までに伊予銀行、愛媛銀行、農協、その他県内の金融機関(郵便局を除く)にて納付してください。

納入通知書綴りは1年間使用します。また、納付後の半券は領収書となりますので、大切に保管してください。

○口座振替による納入

金融機関(郵便局を除く)に預金口座のある方は、名義人の方が指定する預金口座から毎月末日(金融機関が営業してない場合は、その最初の翌営業日)に引き落とされます。



また、口座振替の開始及び停止については、愛媛県営住宅管理グループに届出の用紙がありますので連絡してください。

(2) 滞納されたとき

○正当な理由がなく家賃を滞納されますと、入居者に対して督促すると共に、場合によって連帯保証人に対して請求されます。また、家賃を3月以上滞納されますと、入居者に対して明渡請求がなされることがあります。

○事情があってもどうしても期日までに家賃を納入することができない場合は、事前に愛媛県営住宅管理グループまでご相談ください。

2 収入超過者及び高額所得者

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して賃貸する住宅であるため、ある一定期間入居後、収入が増加して法定収入基準以上になった入居者には、住宅を明渡すよう努めていただくことになっております。

このように収入基準を超えた方を「収入超過者」及び「高額所得者」とっております。

(1) 収入超過者について

県営住宅に入居後3年を経過している方で、収入基準を超えた方を「収入超過者」と認定しています。

○明渡しについて

県営住宅は住宅に困窮されている低額所得者のために住宅を提供するという目的がありますので、県営住宅を効率的に活用するために収入超過者は自発的に他の住宅に転出して、住宅を明渡すように努めてください。

○家賃について

収入超過者に対する家賃は、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額）を上限として他の入居者（収入基準以内の方）と比較して高くなります。

(2) 高額所得者について

県営住宅に入居後5年を経過している方で、最近2年間引き続き収入基準を超えた高額収入のある方を「高額所得者」として認定しています。

○明渡しについて

県営住宅本来の「住宅に困窮する低額所得者により多くの入居の機会を与える」という性格に基づき、高額所得者には、住宅の明渡し義務があり、明渡し請求を受けた場合は、住宅を明渡さなければなりません。

○家賃について

高額所得者に対する家賃は、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅の家賃とほぼ同



程度の額）となります。

なお、1度収入超過者の認定を受けた方で、その後退職等の理由で収入が減り、収入超過者でなくなったときは、愛媛県営住宅管理グループまでご相談ください。調査の上、更正します。

3 収入の報告

県営住宅に入居されている方は、毎年、各世帯の収入状況を申告していただくことになっており、この申告に基づき次年度の家賃計算をいたします。

6月に管理人を通じて、「収入報告書」の記入用紙を配布いたしますので、指定期日までに必ず報告してください。申告されない場合は、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額）となります。

4 家賃の減免について

次の世帯の方で、家賃の支払が困難と認められる方は家賃の減免をすることができますので、減免申請書と非課税証明書等を愛媛県営住宅管理グループへ提出してください。審査の結果、承認された方はその承認月から家賃が減免されます。

- ・市町村民税非課税世帯（前年所得）で生活保護法の住宅扶助を受けていない方
 - ・生活保護法の住宅扶助を受けている世帯で、家賃が住宅扶助基準限度額を超える方
- なお、家賃の滞納のある方は減免ができません。また、減免を受けていても家賃を滞納されると減免を取り消される場合があります。

この他に失職及び退職等にて年度途中に収入が著しく減少した場合は、家賃を減額できる場合がありますので、愛媛県営住宅管理グループまでご相談ください。



V 住宅、共同施設の修繕

住宅及び共同施設等で維持保全上重要と認められる部分については、愛媛県営住宅管理グループにおいて予算の範囲内で修繕を実施することになりますが、通常すべき小修繕は入居者の負担とされております。

また、入居者は、住宅及び共同施設等についても必要な注意を払い維持する義務がありますので、愛媛県営住宅管理グループが修繕すべき範囲に属するものでも入居者の故意、又は過失その他善良な保管義務を怠ったことにより生じた修復に要する費用は、入居者の負担とされることがありますので、諸施設の機能保持に注意され、大事に使用し



てください。

修繕の区分については、別添「修繕負担区分表」を参照してください。

愛媛県営住宅管理グループで修繕する範囲のもので破損箇所が生じたときは、管理人を通じて修繕の申し込みをしてください。なお、電気・水道・ガス施設等で緊急を要するときは、愛媛県営住宅管理グループに直接連絡していただいて結構です。



Ⅵ 退去の手続き

- 1 住宅を立退くときは、7日前までに「県営住宅退去届出書」等を管理人経由で、愛媛県営住宅管理グループに提出してください。

必要書類は、前もって県営住宅管理グループへお電話いただければ、郵送いたします。

- 2 「県営住宅退去届出書」が提出されると、愛媛県営住宅管理グループが住宅及び附帯施設の検査（退去検査）に参ります。退去検査は、退去者・県営住宅管理グループで行いますので、県営住宅管理グループへ退去検査の予約をしてください。

検査は、住宅の損傷の状況及び増改築の有無について調査し、入居した当時の状況に回復させるため、修繕または補修をしていただくことについて指示いたします。

なお、破れたり汚れたり日焼けしたふすまについては張り替えていただきます。さらに3年以上入居していた場合は、畳の表替えをしていただきます。3年未満の入居であっても使用状況によっては同様の修繕をお願いします。

- 3 検査の結果、修繕または補修の指示を受けた場合は、速やかに修復してください。退去日が到来すると直ちに補欠入居者に入居案内するので、修復工事が遅延しないよう注意してください。
- 4 修復工事が完了したときは、愛媛県営住宅管理グループに修復箇所を確認してもらい、玄関・倉庫の鍵を愛媛県営住宅管理グループまで返還してください。
- 5 家賃は住宅を退去する日までいただくことになります。月の途中で退去されるときは、日割家賃をいただきます。
- 6 退去の際、電気料・水道料・ガス使用料・自治会費等を精算してください。



Ⅶ 管理人の仕事

管理人は、入居者の方々の中から県が委嘱して、入居者と県・指定管理者（愛媛県営住宅管理グループ）との窓口になっていただき、連絡や団地での生活・活動を円滑にするために依頼した人です。管理人にお願いしている仕事の主なものは次のとおりです。

1 県・指定管理者への連絡業務

- 修繕する箇所を発見したとき
- 入居者から修繕の申し出を受けたとき（入居者の負担に係る修繕を除く）
- 地方局長の承認を受けないで住宅の一部を他人に転貸、または同居人をおいた者があるとき
- 入居者の異動・承継や、長期不在者があるとき
- 無届で退去した者があるとき
- 住宅の権利を無断で他の人に譲り渡した者があるとき
- 地方局長の承認を受けないで住宅の用途を事務所、店舗、倉庫などに使ったり、勝手に模様替や、建増した者があるとき
- 共同施設を破損したり、その一部をなくした者があるとき
- 入居者から県および指定管理者へ提出書類の経由等の依頼があったとき

2 退去関係の業務

- 退去者発生の際の自治会・駐車場管理組合への連絡

3 その他の業務

- 高齢単身者宅への訪問
- 収入報告書及び家賃帳（納入通知書）等、県及び指定管理者からの書類配布

以上



修繕負擔区分表

※ 入居者の責により施設を破損した場合は、その修繕費用は入居者負担とする。

※ 入居者の設置したものの修繕については、入居者負担とする。

※ その他詳細については、指定管理者が現場で判断する。

※ 台風、地震、火災（入居者の責によらないもの）等の災害で、入居者が充分注意していたにもかかわらず、受けた施設の被害については、県が負担する（個人所有物を除く）。

項目	施設名称	修繕内容	修 繕 負 担			
			指定 管理者	団地 全体	入居者	
住 宅	主要構造	屋上・壁からの雨漏り修理	○			
		床・柱・壁・階段・屋根等の修理	○			
	(天井・壁・室内仕上げ 床・建具等)	畳の床替え	○			
		畳の表替え、裏返し、畳縁交換 (結露等による腐食を含む)			○	
		入居者の責による繊維壁の上塗り、 クロス貼等の軽微なはく落、汚損、穴あき等の修理及 び塗替 (結露等による腐食を含む)			○	
		天井・壁・床・木製建具(張替を除く)の修理	○			
		鋼製建具及び建物金具の修理 (網戸の張替を除く)	○			
		木製建具の開閉調整			○	
		木製建具の引手、戸車等の修理			○	
		木部、鉄部等の塗装補修			○	
		ガラスの取替、フスマ・戸ブスマ・障子・網戸の張 替、ビート交換等			○	
		給排水・衛生・ガス・消火設備	給水管・水道カランの修理	○		
			共同水栓・散水栓の修理	○		
	共同水栓・散水栓のパッキン取替			○		
	流し台・ソコ台・洗面台・排水トラップ・排水管の修理		○			
	ラッシュバルブ・ロータリ及び金具の修理		○			
	ラッシュバルブの水量調節				○	
	ロータリ内の清掃及び金具調節				○	
	便槽の漏水修理		○			
	臭突・アンソレーターの修理		○			
	水道カソ(蛇口)のパッキン取替				○	
	流し・浴室等の排水目皿の取替				○	
	排水トラップ、排水管のつまり				○	
	ガスコックまでの修理		○			
	消火器の設置		○			
	消火器の消火剤の取替			○		
	共同施設の水道使用料金		○			
	電 気 設 備	分電盤・配線・コンセント・スイッチ・ブレーカー・換気扇等の修理	○			
		照明器具の修理(共用部：階段灯等含む)	○			
		蛍光灯・白熱灯の電球・グローランプの取替			○	
		階段灯の蛍光灯・白熱灯の電球・グローランプの取替		○		
		玄関ブレーカーの音量調節			○	
		換気扇の清掃(油汚れ等)			○	
容量をオーバーした使用による配線・器具類の修理 (タコ足配線でショートした場合など)				○		
入居者が設置した器具など				○		
階段灯の電気使用料金			○			

項目	施設名称	修繕内容		修 繕 負 担		
				指定 管理者	団地 全体	入居者
住 宅	そ の 他	害虫・害鳥等の駆除 (蜂・蟻など含む)	共用部		○	
			占有部			○
		鳥の巣、フン等の撤去	共用部		○	
			占有部(個人ペランダ)			○
		ペランダ 排水溝・排水口の清掃				○
屋 外 付 帯 施 設	集会所	住宅と同じ		住宅と同じ		
	遊 園 ・ 遊 具	遊具修理		○		
		遊具保全(清掃、塗装等)			○	
		清掃、軽微な修復、整地			○	
		砂場砂入れ(車両での搬入まで)		○		
		砂場整地			○	
	道 路	修理・補修		○		
		清掃、軽微な補修			○	
	植 樹	高木の伐採・剪定 (団地周辺への影響や根が排水管を塞ぐ等、管理上支 障があるもの)		○		
		樹木の消毒・施肥 小さな樹木の伐採・剪定 草刈(法面等除く)			○	
	高架水槽 受水槽 給水施設	貯水槽内の清掃・定期点検		○		
		漏水・ホソワ・電気系統・給水管・貯水槽等の修繕		○		
		電気・水道の使用料			○	
	汚 水 施 設 処 理	施設の修理		○		
		定期清掃(汚泥引き抜き等)			○	
		日常点検等の維持管理			○	
		消耗品取替(費用負担含む)			○	
		電気・水道・薬液の料金			○	
	汚 水 ・ 排 水 管 ・ 雨 水 等	排水管・会所及び蓋の取替等修理		○		
		共同部分の排水管のつまり等の清掃			○	
		個人部分の排水管のつまり等の清掃				○
		トイレ・バスター以外以外の物を流した事による排水つまり				○
		共同部分までのつまり等清掃				○
	外 灯	ポール(柱)を含む照明器具修理		○		
		日常の維持・保全			○	
		電球・グローランプの取替				
	共 テ 備 聴 し 設 ビ	アンテナ・分配器・配線等の修理 (県が設置したもの)		○		
		電気使用料金			○	
		宅内(TV端子より内側)配線・器具等				○
	の そ の 他	消火施設	施設の修理(県が設置したもの に限る)	○		
		ゴミ処理施設				
		自転車置場	清掃及び軽微な修復		○	
		共同物置				
		通路など			○	
		放送設備(マイク・アンプ・スピーカー等)修理			○	
		集会所のエアコン修理			○	